

# 特集 2

## 教育再生に向けた取組の加速

# 第1節 総論

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。一方で、我が国が置かれている状況に目を向けると、グローバル化・少子化が急速に進展する中において、国際的な存在感の低下や社会全体の活力の低下が懸念されるなど危機的な状況にあると言えます。

このような背景の下、一人一人が豊かな人生を実現するとともに、我が国が今後も成長を続けていくためには、「生涯現役・全員参加型社会」を構築し、一人一人の能力を最大限伸張させて我が国を支える人材を育成するための教育がますます重要となっています。

## (1) 我が国が直面する危機的状況

我が国が置かれている状況は、例えば、経済協力開発機構（OECD）加盟国中における一人当たりGDPの順位が以前より大きく低下している<sup>\*1</sup>など、グローバル化が急激に進展する中、我が国の国際的な存在感の低下が懸念されています。一方、我が国の労働生産性は、主要先進国と比べ低い水準<sup>\*2</sup>であるという現状に加え、急激な少子化の進展に伴い、将来の生産年齢人口の大幅な減少が予想されており（図表 1-2-1）、その結果として、OECDの予測によれば、2011年に6.7%であった世界のGDPに占める日本のGDPの割合は、2060年には3.2%へと半減するものと想定されています（図表 1-2-2）。

図表 1-2-1 将来の人口予測

人口構造（2013）					人口構造（2060）				
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上		総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	1億2,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人	人口	8,674万人	791万人	4,418万人	3,464万人
割合	-	12.9%	62.1%	25.1%	割合	-	9.1%	50.9%	39.9%

（出典）人口構造（2013）総務省統計局統計調査部「人口推計」（2014）  
人口構造（2060）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（2012）より作成

図表 1-2-2 全世界のGDPに占める日本のGDPの割合

全世界GDPに占める各国GDP（2011）							全世界GDPに占める各国GDP（2060）						
日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他	日本	米国	ユーロ圏	他のOECD諸国	中国	インド	その他
6.7	22.7	17.1	18.2	17	6.6	11.7	3.2	16.3	8.8	14	27.8	18.2	11.7

（出典）OECD「Looking to 2060」（2012）より作成

上記のような危機的状況を打破するため、日本を支える人材の育成が急務となっています。しかしながら、我が国の公的支出を年齢別に見た場合、子供・若者に対する公的支出が高齢者に対するものに比較して少ないと言われており<sup>\*3</sup>、例えば、就学前教育段階や高等教育段階では、教育費の公財政負担割合が低いことにより、家計に教育費負担が重くのしかかるということなどにつながっています。

## (2) 教育再生を通じた日本再生に向けて

冒頭でも述べたとおり、教育の充実には、一人一人の豊かな人生の実現のために必要不可欠なもので

<sup>\*1</sup> 1994年にはOECD加盟国の中で3位だったが、2012年には第10位となっている（経済社会総合研究所「平成24年度国民経済計算確報」）

<sup>\*2</sup> 2012年において、我が国の労働生産性はG7の中で最下位となっている（日本生産性本部「日本の生産性の動向 2012版」）

<sup>\*3</sup> 北浦修敏（2014）「世代会計の手法を活用した政府支出の長期推計と財政再建規模の分析」（世界平和研究所 IIPS Discussion Paper March 2014）10ページ 図3-1「年齢別の一人当たり政府支出（2012年度）」参照

すが、社会全体に対しても、(1)で挙げたような我が国が抱える課題、特に「少子化の克服」「格差の改善」「経済成長・雇用の確保」を解決する上で、教育の質の向上や教育費負担の軽減といった方向性において重要な役割を果たすと考えられます。

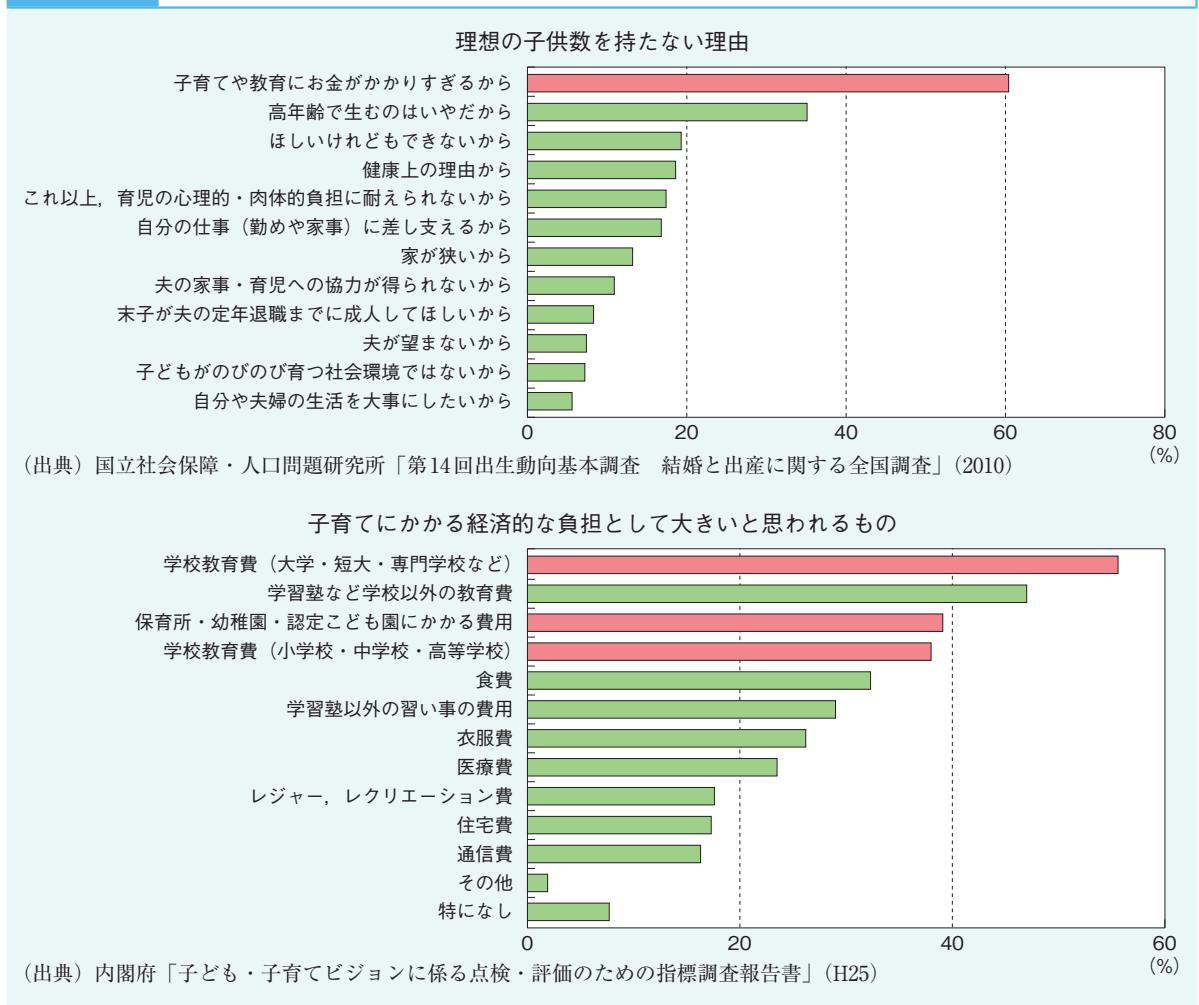
教育の質の向上は、一人一人が持つ能力・可能性を国内外で最大限伸張させ、個々の人生を豊かにするとともに、生産年齢人口が減少する状況の中で、一人一人の生産性を向上させることで、社会全体を一層発展させていくことにつながると考えられます。

また、教育費負担の軽減を図ることは、教育を受ける機会の拡大に寄与することから、意欲と能力のある誰もがチャレンジできる「生涯現役・全員参加型社会」を実現する上でも重要であるとともに、少子化対策としても効果が期待できます。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、夫婦に尋ねた理想的な子供の数は2.42人である一方、実際に夫婦の間に生まれた子供数（完結出生児数）は1.96人とどまっており、その理由として最も大きいのが「子育てや教育にお金がかかりすぎる」で約6割の夫婦が理由として挙げています\*4。その中でも、経済的な負担として大きいのが教育費であり、大学等をはじめとした学校教育費が上位を占めています。これらを踏まえると、教育費負担を軽減することにより、子育ての不安要因が取り除かれ、1夫婦当たりの子供出生数の増加につながることが見込まれます。

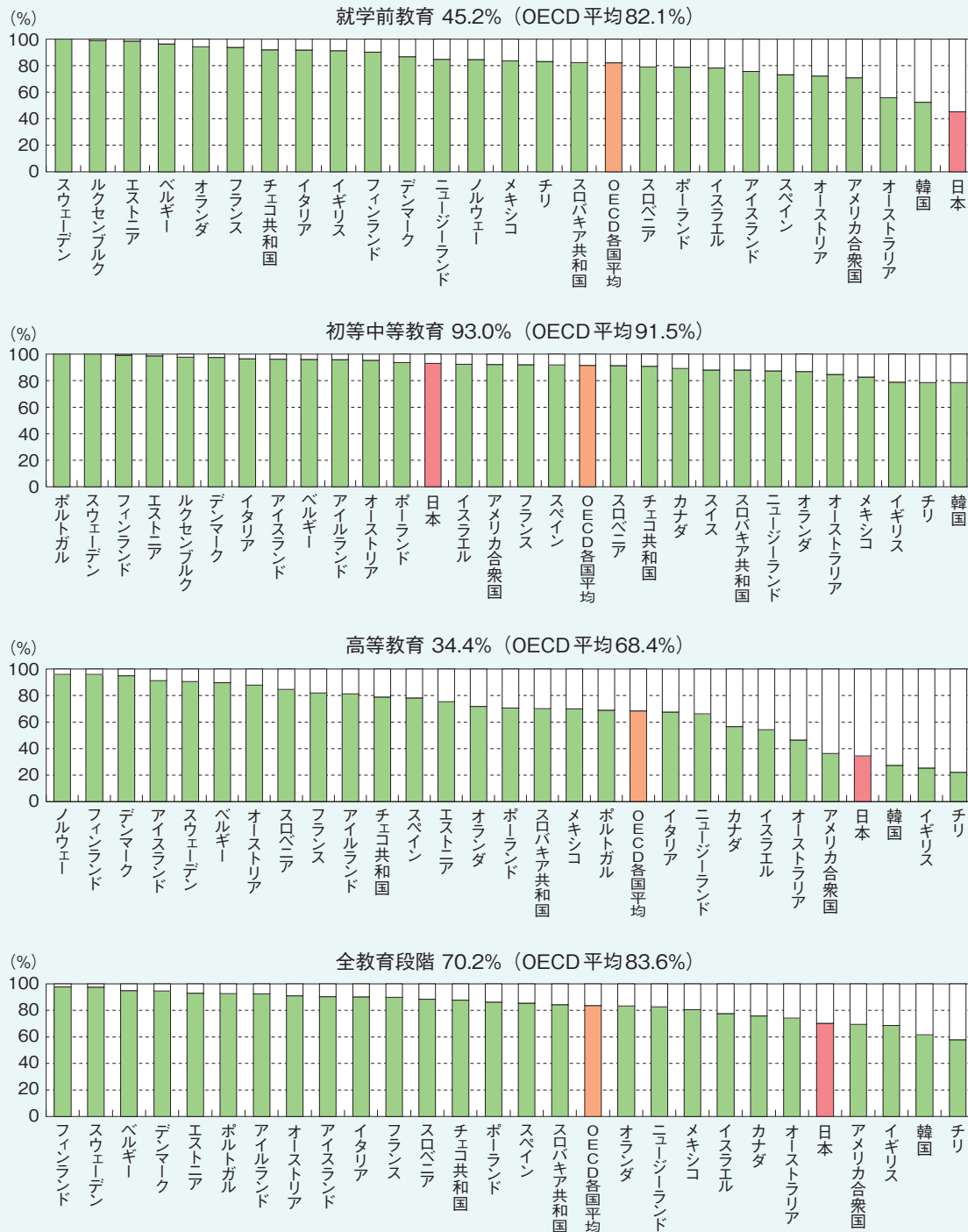
そして、これらの教育の充実によってもたらされる、一人一人の生産性向上と出生率向上に伴う労働力人口の増加が、我が国の経済成長や社会の活力につながると考えられます。

図表 1-2-3 理想の子供数を持たない理由・子育てに係る経済的な負担



\*4 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 (2010)」

図表 1-2-4 教育支出の公財政負担割合



(出典) OECD 図表で見る教育 (2013年度版)

このように、人材こそが最大の資源である我が国が、

- ・個人の充実の側面から、「一人一人の豊かな人生」
- ・社会の充実の側面から、「成長し続け、安全で安心して暮らせる社会」

の二つを実現するためには、「未来への投資」である教育の充実が重要です。また、そのために必要な教育投資についてもしっかりと確保していくことが必要と考えます。

文部科学省では、家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者や社会人が質の高い教育を受け、一人一人の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢にチャレンジできる社会の実現を目指します。現在も、教育基本法の理念の下、教育振興基本計画に基

づき、中央教育審議会の答申・審議や教育再生実行会議での提言・議論も踏まえ、教育再生のための様々な施策に取り組んでいるところです。

本特集では、教育振興基本計画や中央教育審議会及び教育再生実行会議における審議状況を概観し、平成25年度に実施した教育再生のための取組について紹介します。

## 1 第2期教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、政府が定める基本的な計画です。平成23年6月に、文部科学大臣より中央教育審議会に対して、第2期教育振興基本計画の策定について諮問が行われてから、教育振興基本計画部会において約2年にわたり審議が行われ、平成25年4月25日に「第2期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。その後、政府内での調整を経て、平成25年6月14日に第2期の「教育振興基本計画」（「第2期計画」）が閣議決定されました。本計画は、大きく3部構成をとっています。

第1部（総論）では、社会の現状として、我が国を取り巻く諸情勢が急激に変化している上に、東日本大震災の発生により、問題が一層顕在化・加速化した、まさに危機的な状況にあると述べています。一方で、我が国が直面する危機を乗り越え、持続可能で活力ある社会を構築していくための方向性として、「自立」「協働」「創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すこととしています。この実現に向けた教育行政の方向性として、

- ①社会を生き抜く力の養成
- ②未来への飛躍を実現する人材の養成
- ③学びのセーフティネットの構築
- ④<sup>きずな</sup>絆づくりと活力あるコミュニティの形成

という生涯の各段階を貫く四つの基本的方向性を打ち出しています。

第2部（各論）では、四つの基本的方向性を踏まえて、成果目標・成果指標を設定するとともに、具体的かつ体系的な施策を掲げています。

- ①社会を生き抜く力の養成
    - ・生きる力の確実な養成（幼稚園～高校）
    - ・課題探求能力の修得（大学～）
    - ・自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）
    - ・社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
  - ②未来への飛躍を実現する人材の養成・新たな価値を創造する人材やグローバル人材等の養成（理数系人材の育成や外国語教育の強化・留学生交流等の推進）
  - ③学びのセーフティネットの構築
    - ・意欲ある全ての者への学習機会の確保（各教育段階における教育費負担軽減）
    - ・安全・安心な教育研究環境の確保（学校の耐震化等の推進）
  - ④<sup>きずな</sup>絆づくりと活力あるコミュニティの形成・互助・共助による活力あるコミュニティの形成（学校と地域の連携・協働体制の構築や家庭教育支援体制の強化等）
- また、これらに加え、
- ・現場重視の学校運営・地方教育行政改革
  - ・社会教育推進体制の強化

などについては、四つの基本的方向性のいずれにも関係するものと考えられることから、基本的方向性を支える環境整備として整理しています。

さらに、東日本大震災からの復旧・復興支援についても一つの柱として整理しています。

第3部においては、施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項として、的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映、進捗状況の点検及び計画の見直しを示しています。

計画初年度である平成25年度については、現在の状況をきちんと把握し、今後の各時点における進捗状況の検証に活かしていくことが大切という認識のもと、四つの基本的方向性に基づき、中央教育審議会で「第2期計画」のフォローアップが行われました。進捗状況を把握する際には、「第2期計画」で掲げられている成果目標や取組の成果について、成果指標の達成状況の確認など、データに基づく客観的な検証を行うことによって、課題等を認識し、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することが必要です。

文部科学省としては、引き続き、「第2期計画」を踏まえ、教育の持つ力と可能性を信じ、社会を構成する全ての国民一人一人と協働しつつ、今後も教育改革に取り組んでいきます。

図表 1-2-5 第2期教育振興基本計画の進捗状況(概要)

基本的方向性1 社会を生き抜く力の養成

( 成果目標1:生きる力の確実な育成(幼稚園~高校), 成果目標2:課題探求能力の修得(大学等),  
成果目標3:生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得, 成果目標4:社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 )

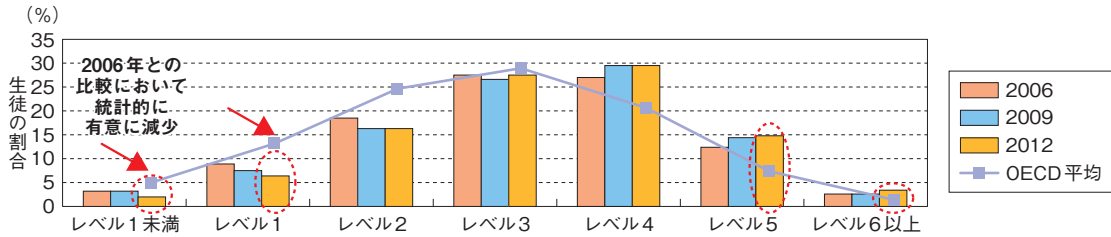
進捗状況のポイント

【確かな学力】

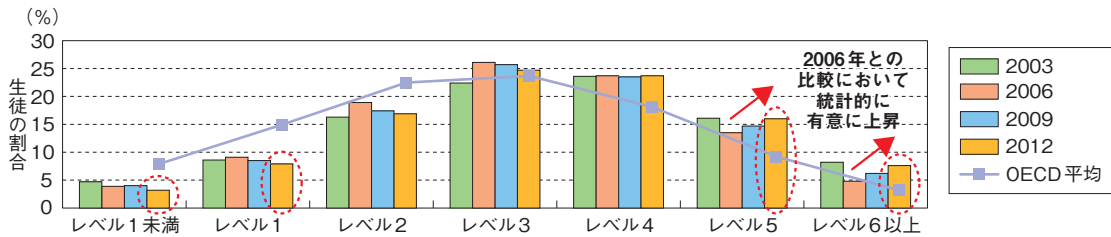
・国際的な調査における学力は引き続き上昇傾向であり、PISA2012においては、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野全ての平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっています。一方、各国と比較すると、上位層の割合が小さい分野や、数学に対する学習意欲が低いなど課題も見受けられます。このような状況を踏まえ、更なる上位層の育成や下位層の底上げを含め、子供たちに「確かな学力」を身に付けさせるための取組の充実が必要です。

●PISA2012 習熟度レベル別割合の変化

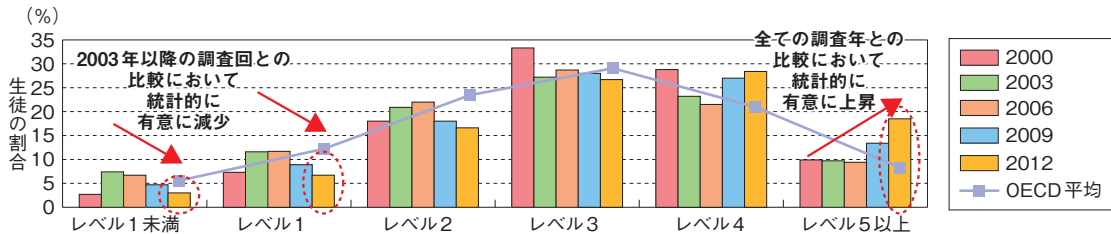
**科学的リテラシー** レベル1以下の生徒の割合が2006年以降で最も少なく、レベル5以上の生徒の割合が最も多い



**数学的リテラシー** レベル1以下の生徒の割合が2003年以降で最も少なく、レベル5以上の生徒の割合は2006年と比較して有意に増加



**読解力** レベル1以下の生徒の割合は2000年レベルまで改善し、レベル5以上の生徒の割合は2000年以降で最も多い

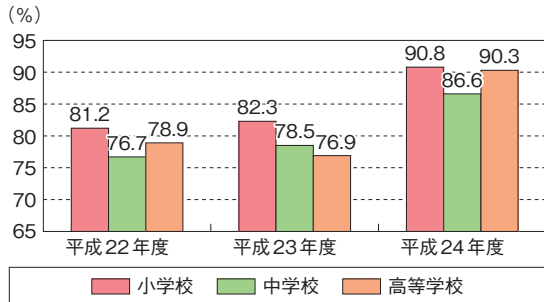


※経年比較のため、レベル1=レベル1a, レベル1未満=レベル1b+1b未満, レベル5以上=レベル5+レベル6以上として記載

【豊かな心】

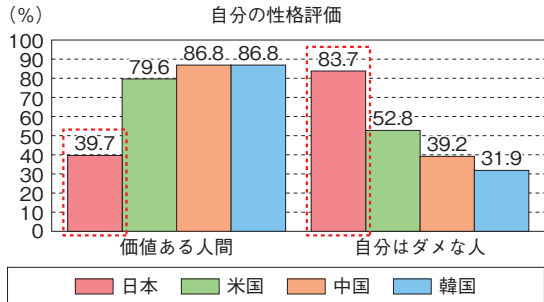
・いじめに関する調査においては、認知件数に占める解消しているものの割合は上昇であり、引き続き「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための対策を推進していきます。一方、子供たちの自己肯定感については低い水準にとどまっていることが見受けられます。道徳教育用教材「私たちの道徳」の全国の小中学校への配布や、道徳を特別の教科として位置付けるなど、道徳教育の充実を図ることにより、引き続き、規範意識等の養成が必要です。

●いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合



(出典) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成22年度～平成24年度)

●日本の高校生は、自分を価値あると思う自尊心が米中韓の半分以下



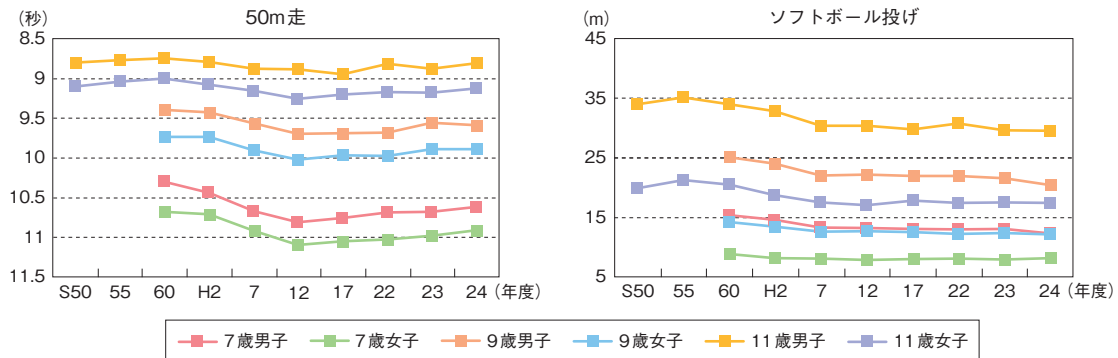
(出典) (財)一ツ橋文芸教育振興会、(財)日本青少年研究所「高校生の生活意識と留学に関する調査報告書」(2012年4月)

【健やかな体】

・子供の体力は、低下傾向に歯止めがかかってきていますが、基礎的運動能力は昭和60年頃に比べて依然低い水準にあり、特に中学生は、運動する子供としない子供が二極化している現状です。運動習慣が身に付いていない子供に対する支援の更なる充実を図り、学齢期を過ぎても積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を更に伸ばすことが課題であり、学校における外部人材を活用した取組や運動部活動指導の工夫・改善への支援などの取組を進める必要があります。

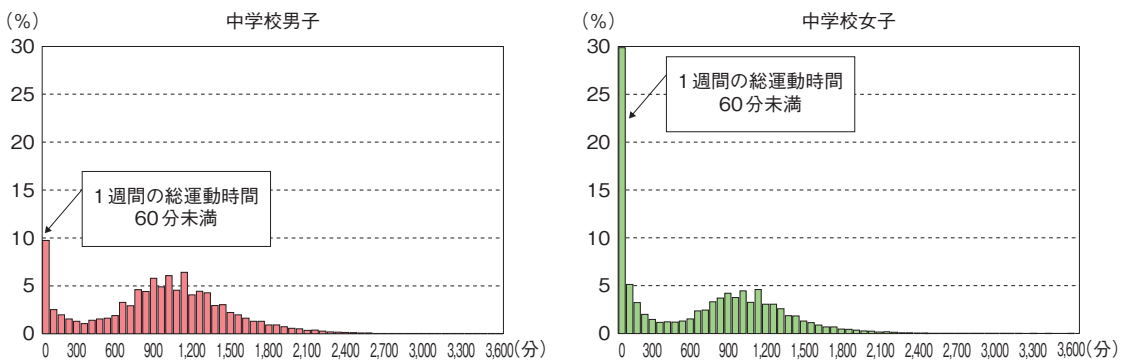
・また、依然として朝食を欠食する子供が存在すること(小学生で1.5%)などから、児童生徒に健康の重要性をより一層認識させるとともに、栄養教諭を中心とした食育の推進や、保健管理等の取組を進める必要があります。

●子供の体力・運動能力の年次推移



(出典) 文部科学省「体力・運動能力調査」

●運動する子供としない子供の状況



(出典) 「平成25年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)

【社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等、社会への接続支援】

・初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップ実施率は上昇傾向ですが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっています(普通科14.7%(平成20年度)→17.9%(平成24年度))。

・大学(学部)については、就職率は3年連続で上昇傾向である一方、新卒就職後、3年以内に約3割が離職している状況です。未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、引き続き、関係府省と連携した支援が必要であるとともに、産業界との連携を図りつつ、インターンシップ等の充実を含め、キャリア教育から就職支援まで一貫した支援体制の整備が必要です。



## 基本的方向性2 未来への飛躍を実現する人材の養成

(成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

### 進捗状況のポイント

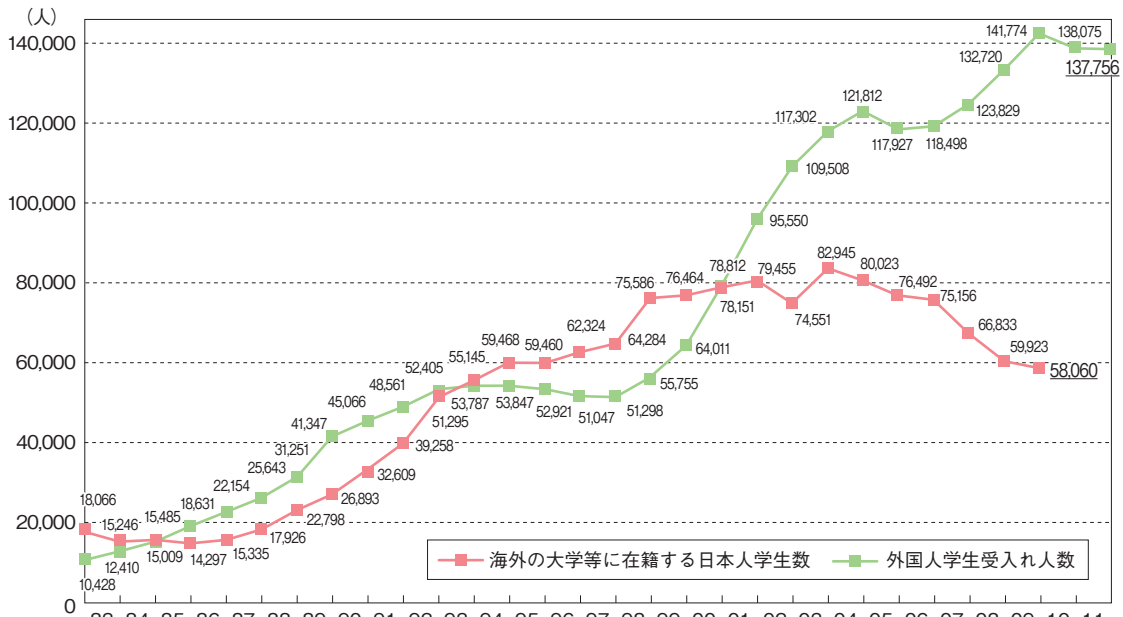
#### 【新たな価値を創造する人材関係】

- ・PISA2012では、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野全てにおいて習熟度レベル5以上（上位層）の割合が増加しているものの、各国と比較した場合、上位国と差が見られる分野も存在しています。
- ・国際科学技術コンテスト（国際数学オリンピック等）への参加者数は増加傾向です（平成25年度：16,388人）。
- ・次代を担う科学技術人材の育成・確保のため、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばすための支援策の充実が必要です。

#### 【グローバル人材関係】

- ・生徒の英語力の目標を達成した割合は中学校及び高等学校第3学年でいずれも約31%にとどまっており、この水準を上げるために、求められる英語力や学習の状況を全国的に把握・分析し、その結果を指導の改善に活用することが必要です。
- ・日本人の海外留学者数は減少傾向・外国人留学生の受入数は横ばいとなっており、今後、官民協働で海外留学を支援する制度の創設等による日本人の海外留学や優秀な外国人留学生の戦略的な受入れなどを促進していきます。

#### ●日本人留学生・外国人留学生の推移



(注) 受入れ（各年5月1日現在）：文部科学省、日本学生支援機構調べ  
派遣：OECD, IIE, ユネスコ文化統計年鑑等調べ

## 基本的方向性3 学びのセーフティネットの構築

(成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保、成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保)

### 進捗状況のポイント

#### 【教育費負担の軽減に向けた経済的支援】

- ・意欲ある全ての者への学習機会を確保するため、幼稚園就園奨励費補助の補助対象の拡大、低所得者支援の充実と公私間格差の是正等の課題に対応するための高校無償化制度見直し、大学等奨学金事業・授業料減免の充実等を実施しました。就学前教育・高等教育段階における家計の教育費負担軽減に向けて、引き続き、経済的支援策を講ずることが必要です。

#### 【安全・安心な学校施設】

- ・学校施設の耐震化については、年々進捗しており、引き続き、必要な予算を確保するとともに、各地方公共団体等への働き掛けを行うなどにより、できるだけ早期の耐震化完了を目指します。また、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、老朽化対策を推進します。

基本的方向性 4 <sup>きずな</sup> 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

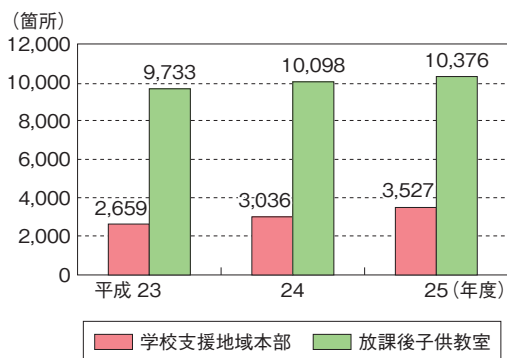
(成果目標 8 : 互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

進捗状況のポイント

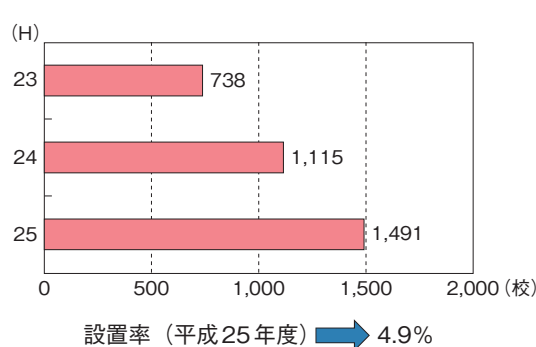
【コミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備】

- ・「コミュニティ・スクール」「学校支援地域本部」「放課後子供教室」の設置状況は年々増加していますが、全学校区における展開に向けて、より一層の取組推進が必要です。
- ・全ての親が家庭教育に関する学習や相談をできる体制が整うよう、家庭教育を支援する自治体の取組を推進することを通して、引き続き支援を実施します。

●学校支援地域本部・放課後子供教室の設置状況



●コミュニティスクールの設置状況 (公立小・中学校)



今後の教育投資の方向性

- ・「第 2 期計画」においては、今後の教育投資の方向性として、「協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築」「家計における教育費負担の軽減」「安全・安心な教育研究環境の構築 (学校施設の耐震化など)」を中心に充実を図るとしています。教育投資を充実するためには、そのための財源の確保が課題となってきますが、そのためには、教育投資の効果を客観的に示し、教育投資の充実について広く理解を得ることが必要です。教育財源確保に向けては、既存の政策にかかる予算の見直しや民間資金の活用、税制によるもの等も含め、幅広い視点から様々な方法を検討していく必要があります。

(中央教育審議会 (第 90 回) 配付資料「第 2 期教育振興基本計画の進捗状況について (概要)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1346149.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1346149.htm))

## 2 中央教育審議会における審議状況

### (1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています。

### (2) 最近の主な動き

#### ①第 2 期教育振興基本計画

平成 23 年 6 月の諮問を受け、教育振興基本計画部会において約 2 年にわたり審議が行われ、25 年 4 月 25 日に「第 2 期教育振興基本計画について (答申)」が取りまとめられました。同答申では、今後の社会の方向性として「自立・協働・創造」の三つを提示し、教育の基本的方向性として「社会を生き抜く力の養成」など生涯の各段階を貫く四つの方向性を提示しています (参照：特集 2 第 1 節 1)。

同答申を受けて、平成 25 年 6 月に「第 2 期計画」が閣議決定されました。同計画については、その進捗状況について中央教育審議会でフォローアップが行われました。

#### ②今後の地方教育行政の在り方

平成 25 年 4 月の諮問を受け、教育委員会制度の在り方や教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担とそれぞれの関係の在り方、学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方などに

ついて、計21回にわたり審議を重ね、25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」が取りまとめられました。この答申を受けて、文部科学省では、与党における議論を踏まえ、第186回通常国会に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正法案を提出し、26年6月13日に成立しました（参照：特集2第2節3）。

### ③大学のガバナンス改革の推進

大学のガバナンスの在り方について検討が必要との認識の下、大学分科会に組織運営部会を設置し、集中的に審議を行い、平成26年2月に大学分科会において、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省では、第186回通常国会に学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法案を提出し、同年6月20日に成立しました（参照：特集2第3節1）。

### ④高大接続・大学入試改革

平成24年8月の「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」の諮問を受けて審議が行われ、26年3月に「審議経過報告」が取りまとめられました。同報告では、高等学校教育の質の確保・向上、大学教育の質的転換、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換にかかる議論の方向性が示されています（参照：特集2第2節5）。

### ⑤道徳教育

平成26年2月に「道徳に係る教育課程の改善等について」の諮問が行われました。これを受けて、道徳を「特別の教科」として位置付けることをはじめ、道徳教育の改善・充実に向けた審議が行われています（参照：特集2第2節1）。

### ⑥その他

上記のほか、平成25年度の中央教育審議会では、分科会等において、

- ・社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理（平成25年9月）
- ・幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）（平成26年1月）
- ・教科書採択の改善について（意見のまとめ）（平成26年1月）
- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ中間取りまとめ（平成26年3月）
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）～高校教育の質の確保・向上に向けて～（平成26年3月）

などの報告等が取りまとめられています。

## 3 教育再生実行会議における審議状況

### （1）教育再生実行会議について

第二次安倍内閣の最重要課題の一つとして掲げられている教育再生を推進するため、政府では、平成25年1月15日に、「教育再生実行会議」（以下、「会議」という）の開催を閣議決定しました。会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣に加え、座長の鎌田薫氏、副座長の佃和夫氏をはじめとする、教育界、経済界、地方公共団体などの幅広い分野の有識者等から構成され、教育再生の実行のために直面する事項について、基本的な方向を集中的かつ迅速に検討しています。これまで、20回（平成26年4月時点）の会議を開催し、いじめ対策、教育委員会、大学教育・グローバル人材育成、高大接続・大学入学者選抜に関する四つの提言を出しています。

図表 1-2-6 教育再生実行会議構成員

## ○閣僚

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
文部科学大臣兼教育再生担当大臣

## ○有識者

大竹 美喜	(アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 創業者・最高顧問)
尾崎 正直	(高知県知事)
貝ノ瀬 滋	(三鷹市教育委員会委員長)
加戸 守行	(前愛媛県知事)
蒲島 郁夫	(熊本県知事)
◎鎌田 薫	(早稲田大学総長)
川合 眞紀	(東京大学教授, 理化学研究所理事)
河野 達信	(岩国市立高森小学校教諭, 前全日本教職員連盟委員長)
佐々木喜一	(成基コミュニティグループ代表)
鈴木 高弘	(専修大学附属高等学校理事・前校長)
曾野 綾子	(作家) <sup>(注)</sup>
武田 美保	(スポーツ/教育コメンテーター)
○佃 和夫	(三菱重工業株式会社相談役)
八木 秀次	(麗澤大学教授)
山内 昌之	(東京大学名誉教授, 明治大学特任教授)

◎座長 ○副座長

## ○オブザーバー

遠藤 利明	衆議院議員
富田 茂之	衆議院議員

(平成26年4月1日現在)

(注) 第四次提言(平成24年10月31日)まで

## (2) いじめの問題等への対応について(第一次提言)

会議では、最初のテーマとして、いじめ・体罰の問題について議論を行い、平成25年2月26日、「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」を取りまとめました。この中では、①道徳教育の抜本的充実や新たな枠組みによる教科化の検討、②社会総掛かりでいじめに対峙していくための法律の制定、③体罰禁止の徹底等、について提言されました。

これを受け、文部科学省では「道徳教育の充実に関する懇談会」での検討を経て、「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を作成するとともに、懇談会の報告を踏まえ、道徳に係る教育課程の改善等について中央教育審議会への諮問を行いました(参照:特集2第2節①)。また、いじめ対策等総合推進事業の実施をはじめ、第183回国会において成立した「いじめ防止対策推進法」及び同法に基づいて制定された「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ問題に関する対策を推進しています(参照:特集2第2節②)。

## (3) 教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)

次に、教育委員会制度について、責任の所在が不明確である等の課題が指摘されていることを踏まえ、その在り方に関する議論を進め、平成25年4月15日、「教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)」を取りまとめました。この中では、①地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くこと、②責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行うこと、③地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映す

ることについて提言されました。

これを受け、文部科学省では、中央教育審議会の答申や与党における議論を踏まえ、第186回通常国会に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正法案を提出し、26年6月13日に成立しました（参照：特集2第2節3）。

#### （4）これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）

続いて、大学教育・グローバル人材の育成について議論を行い、平成25年5月28日、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」を取りまとめました。この中では、①グローバル化に対応した教育環境づくりを進めること、②社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進めること、③学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化すること、④大学等における社会人の学び直し機能を強化すること、⑤大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化すること、について提言がなされました。



これを受け、文部科学省では、海外留学の促進、スーパーグローバル大学、スーパーグローバルハイスクール等の事業を平成26年度予算に盛り込み、推進しています。また、大学ガバナンス改革について、中央教育審議会での審議を踏まえ、各大学の自主的な改革を制度的に支援するため、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案を第186回国会に提出し、同年6月20日に成立しました。これらに加え、各大学が大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築の後押し等を行っていきます。また、小学校3年生からの英語教育の開始などを内容とする「英語教育改革実施計画」を発表し、その具体化のため、有識者会議における検討を進めています（参照：特集1第4節、特集2第3節1）。

#### （5）高大接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）

さらに、高大接続・大学入学者選抜の在り方について議論を行い、平成25年10月31日、「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」を取りまとめました。この中では、①高等学校教育においては、基礎学力を習得させるとともに、特色化を進めつつ、教育の質の向上を図り、志をもって主体的に学び社会に貢献する能力を習得させること、②大学の多様な機能を踏まえ、大学教育の質的転換、厳格な卒業認定及び教育内容・方法の可視化を徹底し、人材育成機能を強化すること、③



能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換、の三者を一体的に改革することが示されました。この改革の一環として、基礎レベルと発展レベルの二種類の達成度テスト（仮称）を導入し、複数回実施を検討することが提言されました。基礎レベルについては、推薦・AO入試における活用を促進すること、発展レベルについては、結果を段階別に示すなど知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるよう利用の仕方を工夫することとした上で、各大学は、面接、論文、活動歴などを多面的・総合的に評価する選抜に転換することが提言されました。

この提言を踏まえ、現在、中央教育審議会において、大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について具体的な検討を行っています（参照：図表1-2-7、特集2第2節5）。

図表 1-2-7

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について  
(第四次提言のポイント)

- グローバル化の急速な進展 → 主体性と創造性、豊かな人間性のある多様な人材が必要
  - 少子・高齢化、生産年齢人口減少 → イノベーション活性化、人材の質の飛躍的向上
- ▼
- 義務教育の基礎の上に、高校、大学の段階で伸ばす力
    - ・夢を志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感
    - ・幅広い教養、日本人のアイデンティティ、コミュニケーション力、課題発見・解決力 など
- ▼
- 高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学者選抜を一体的に改革
  - 関係者の意見にも留意し、丁寧かつ着実に取り組む（高校生に不安を与えないよう周知期間を置いて見直し）
1. 高校教育の質の向上
    - 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるように、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
    - 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善に活かすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル））を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
  2. 大学の人材育成機能の強化
    - 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大胆な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。
  3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換
    - 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル））を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学者選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト（基礎レベル）と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
    - 各大学は、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト（発展レベル）を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴等の丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト（基礎レベル）の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。

(6) 現在の審議状況

現在、会議では、義務教育や無償教育の期間等を含む学制の在り方について議論が行われています。これまで、先進的な取組を行っている学校の視察や、学制に関わる事項についての専門家からのヒアリングを行い、それらも踏まえ、別表に示した五つの論点に沿って、現在討議を行っています。学制の在り方は、我が国の学校制度に関わる大きなテーマであることから、様々な観点から丁寧な検討を行った上で、第五次提言としての取りまとめを行うこととしています（参照：特集第2第2節⑥）。

図表 1-2-8

学制の在り方にかかる論点について（第17回教育再生実行会議（平成26年2月18日）資料）

1. これからの教育の在り方、特に義務教育や無償教育にかかる論点  
(論点1) 少子高齢化・グローバル化が進む中、将来を見据え、教育は、どうあるべきか。特に、子供の発達の変化等も踏まえ、義務教育の在り方やその期間、無償教育の期間は、どうあるべきか。
2. 学校段階の区切りにかかる論点  
(論点2) 論点1における義務教育や無償教育の期間を踏まえ、新たな学校段階の区切りは、どうあるべきか。
3. 高等教育、職業教育にかかる論点  
(論点3) 高等教育機関の多様化を踏まえ、その構造、年限等は、どうあるべきか。特に、質の高い職業人を育成するための職業教育制度（専門高校、高等専門学校、専修学校、大学等）は、どうあるべきか。
4. 学制改革に応じた教師の在り方にかかる論点  
(論点4) 論点1～3等を踏まえ、学制改革に応じた教師の在り方（免許、養成等）は、どうあるべきか。
5. 学制改革に必要な条件整備にかかる論点  
(論点5) 論点1～4等を踏まえ、学制改革に伴う財源措置を含め条件整備について、どう考えるか。

「第2期計画」においては、社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにすることを、四つの基本的方向性の中の一つとして位置付けています。本節では、これを実現するための取組について紹介していきます。

## 1 道徳教育の充実

道徳教育は、人が人として生きるために必要な規範意識や社会性、思いやりの心などを育み、自立した一人の人間として人生を他者と共により良く生きる人格を形成することを目指すものです。しかしながら、我が国の道徳教育を全体として捉えると、歴史的な経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があることや、教育関係者にその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていないことなど、多くの課題が指摘されています。

文部科学省では、第二次安倍内閣に設置された「教育再生実行会議」の第一次提言も踏まえ、平成25年3月から10回にわたり「道徳教育の充実に関する懇談会」を開催し、25年12月に報告が取りまとめられました。報告では、変化の激しい社会における道徳教育の重要性を考慮し、道徳教育が学校教育活動全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう、早急に抜本的な改善・充実を図る必要があることが示されています。

その上で、具体的方策として、

- ・道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、より明確にすること
- ・児童生徒の発達の段階ごとに特に重視すべき内容等を明確化すること
- ・発達の段階をより重視した指導方法や具体的な動作等を取り入れた指導、問題解決的な指導等の充実などの改善に取り組むこと
- ・数値による評価を行うことは不適切であるが、道徳教育の特性を踏まえた多様な評価方法を検討すること
- ・道徳の時間を、教育課程において、例えば「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、所要の改善を行うこと
- ・どの学校でも一定水準の授業が実施されるよう、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること
- ・学級担任が「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを原則とするとともに、教員の指導力の向上を図ること
- ・学校、家庭、地域の連携の強化を図ること

などが提言されています。

さらに、この報告を踏まえ、平成26年2月17日に中央教育審議会に道徳に係る教育課程の改善等について諮問を行いました。諮問を受け、中央教育審議会では、道徳を「特別の教科」として位置付けることをはじめ、道徳教育の改善・充実に向けた専門的な議論が進められています。

また、道徳教育の充実を図るため、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることを狙いとして、道徳教育用教材「心のノート」を全面改訂し、新たな教材「私たちの道徳」を作成しました。

作成にあたっては、「道徳教育の充実に関する懇談会」における議論を踏まえ、道徳の時間をはじめ、授業でより活用しやすい内容・構成とするとともに、家庭・地域でも活用できるものとなるように工夫しました。具体的な工夫としては、①「心のノート」の特徴である書き込み部分の良さは生かしながら、読み物資料を新たに盛り込むとともに、先人等の名言、国内外の偉人や著名人の生き方な

どに関する内容を多く盛り込んだこと、②児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、いじめの未然防止の観点、礼儀やマナー、我が国の伝統と文化などに関する内容の充実を図るとともに、児童生徒を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「情報モラル」に関する内容を盛り込んだことなどが挙げられます。

また、全体を通じて、教師が一方向的に教えるのではなく、道徳的な価値や人としての在り方等について、児童生徒が多様な角度から考えたり、話し合ったりしながら、自ら判断し、行動する力を育てることができるよう、特に留意しました。平成26年度から全国の小・中学校において、この教材が効果的に活用され、道徳教育の充実が図られるよう取り組んでいきます。



「私たちの道徳」

## 2 いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針

### (1) いじめ防止対策推進法の成立

平成24年7月、滋賀県大津市における、いじめの問題を背景とした中学生の自殺事案に関する報道をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となりました。こうした状況の中、国会でも、いじめに対して立法という方面からも対応すべきとの考えがおこり、また、「教育再生実行会議」においても、25年2月、第一次提言として「いじめの問題等への対応について」がまとめられ、いじめについての基本的理念や体制を整備する法律を制定する必要性について言及されました。これを受けて、25年6月、第183回国会において、「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行されました。

この法律は、

- ・いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること
- ・国は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定すること
- ・地方公共団体は、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（「地方いじめ防止基本方針」）を策定するよう努めること
- ・地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること
- ・全ての学校は、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（「学校いじめ防止基本方針」）を策定すること
- ・全ての学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと
- ・学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること
- ・個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること



- ・学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする
  - ・学校の設置者又は学校は、前述の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする
  - ・調査結果については、地方公共団体の長等に報告し、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、その調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする
- 等を定めています。

図表 1-2-9 「いじめ防止対策推進法」に定める組織

		◎は必置
地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。(第14条①)
	教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。(第14条③) ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
学校	いじめ防止等の対策のための組織(◎)	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(第22条)
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織(◎)	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(第28条①) ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	附属機関 公立：地方公共団体の長 私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長(私立学校の場合は都道府県知事)は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。(第30条②、第31条②) ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤 ※「附属機関」設置以外による調査(地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど)も考えられる

## (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」第11条では、文部科学大臣は、いじめの防止等のための対策を総合かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定することとされており、文部科学省は、「いじめ防止基本方針策定協議会」を開催して検討を行い、平成25年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、「国のいじめ防止基本方針」)を策定しました。

図表 1-2-10 「国のいじめ防止基本方針」概要

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
  - ・国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
  - ・法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
  - ・重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
  - ①いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
  - ②早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
  - ③いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
  - ④教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
  - ・国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - ・いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
  - ・地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
  - ・この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
  - ・地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
  - ・国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
  - ・いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査

【重大事態】

・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等  
 ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手  
 ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

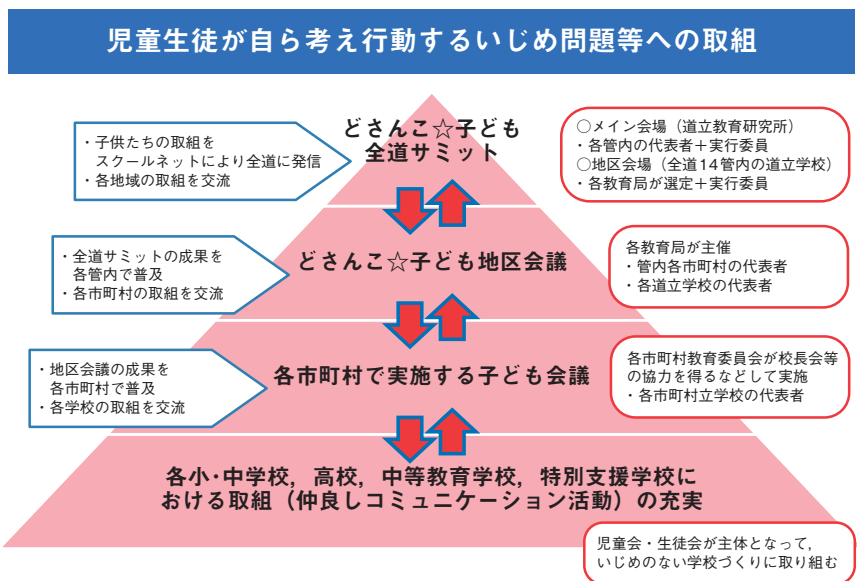
- 事実関係を明確にするための調査の実施
    - ・学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実と向き合おうとする姿勢が重要
    - ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施
    - イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
    - ※自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する
  - ii) 調査結果の提供及び報告
  - ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
    - ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
    - ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要
  - ②調査結果の報告
    - ・希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える
  - (2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置
    - i) 再調査
      - ・職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
      - ・再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある
    - ii) 再調査の結果を踏まえた措置等
      - ・再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる
- 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**
- ・国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

文部科学省では、「いじめ防止対策推進法」及び「国のいじめ防止基本方針」の周知徹底を図るため、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」の開催などに取り組んでいます。

Column No. 04

「どさんこ☆子ども全道サミット」  
(北海道教育委員会における取組)

北海道教育委員会では、子供たちが、いじめのない明るい学校づくりに向けた取組について交流し、自らいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するための取組等を広く発信することを目的として、平成22年度から「仲よしコミュニケーション活動奨励事業」を実施しており、その取組の一つとして「どさんこ☆子ども全道サミット」を開催しています。



## 【いじめ問題等への取組】

平成25年度は、メイン会場である北海道立教育研究所と、地区会場である各地域の道立学校19校をテレビ会議システムで結び、全道で567名の児童生徒が発表や協議を行いました。

発表では、メイン会場に集まった各地域の代表校の中から、小学校、中学校、高等学校各1校による自校の取組のほか、全国生徒会サミット参加校による報告などを、各地区会場にライブ配信しました。

## 【ライブ配信の様子】

協議では、「望ましいネットコミュニケーションのあり方」をテーマに、ネットいじめ等を防ぐために、自分たちが気を付けなければならないことについて会場ごとに議論しました。各会場の意見はテレビ会議システムにより報告され、メイン会場において意見を取りまとめ、協議のまとめとして、

- ・「ちょっと待てその言葉、発信前にもう1度・・・」
- ・「SNSでも善悪の境界線を判断し、相手の気持ちを考えよう!」を全道に発信しました。

また、本サミットの成果の普及や各市町村の取組の交流を目的として、各地域において、「どさんこ☆子ども地区会議」を開催しています。さらには、各市町村においても、地区会議の成果の普及と各学校の取組の交流を目的とした子ども会議の取組が広がりを見せており、こうした取組を通して、各学校における活動の充実が図られています。

(執筆：北海道教育委員会)



協議の様子

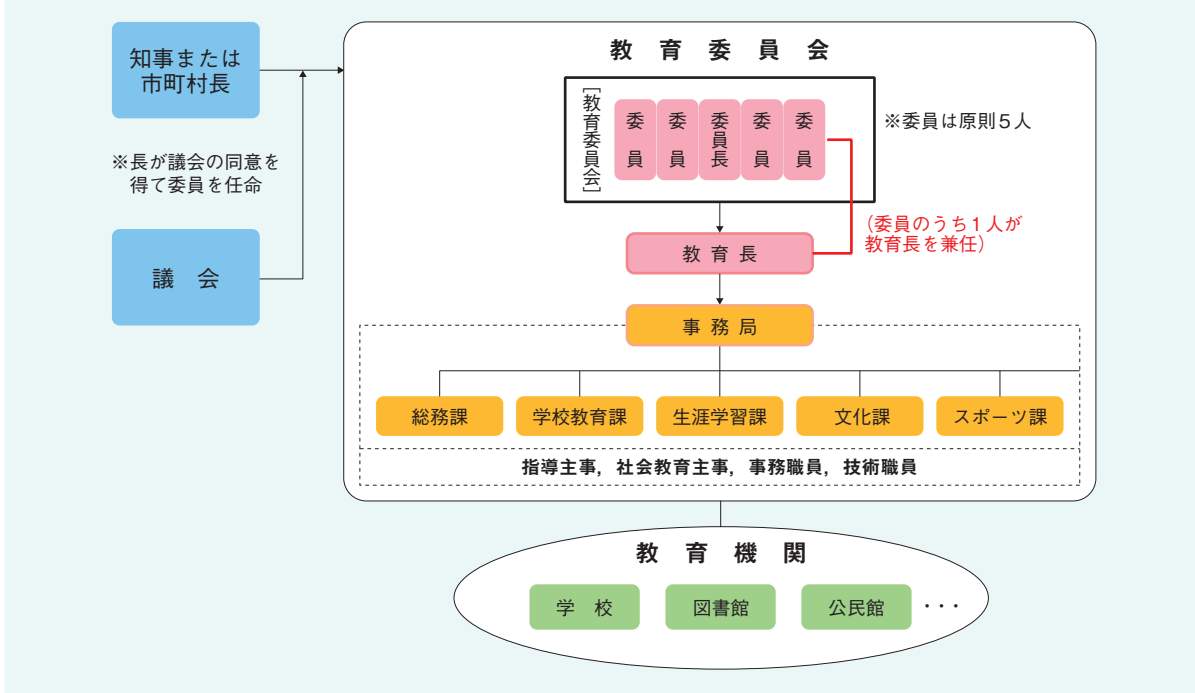
### 3 教育委員会制度改革

#### (1) 教育委員会制度の概要

教育委員会は、地方教育行政の中心的な担い手であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、全ての地方公共団体に置かれています。教育委員会は、教育における政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の多様な意向の反映を実現するために、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として設置されているものです。

現行の教育委員会制度では、教育委員会は原則として5人（都道府県又は市については6人以上、町村については3人以上とすることもできます）の委員から構成され、その委員は、都道府県知事や市町村長が議会の同意を得て任命することとされています。教育委員会は、その地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定します。また、教育委員の中から教育長が任命され、教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属する全ての事務を行っています（図表1-2-11）（図表1-2-12）。

図表 1-2-11 教育委員会の組織



図表 1-2-12 教育委員会の行う事務の例

**教育委員会の行う事務の例**

- ・ 地域の教育に関する基本的な方針の策定
- ・ 公立学校や公民館，図書館，体育施設などの設置や管理・廃止に関すること
- ・ 教職員の人事に関すること
- ・ 幼児・児童・生徒の入学，転学，退学に関すること
- ・ 学校の組織編成，教育課程，学習指導，生徒指導，職業指導に関すること
- ・ 教科書・教材の取扱いに関すること
- ・ 社会教育に関すること
- ・ スポーツに関すること
- ・ 文化財の保護に関すること

## (2) 教育委員会制度の課題

この教育委員会制度に対しては、

- 合議制の執行機関である教育委員会，その代表者である委員長，事務の統括者である教育長の間で，責任の所在が不明確である
- 直接選挙で選ばれる首長との意思疎通，連携に課題があり，地域住民の意向を十分に反映していない
- 教育委員会が事務局の提出する案を追認するだけで，審議が形骸化している
- 非常勤の委員の合議体である教育委員会では，日々変化する教育問題に迅速に対処できないといった課題が指摘されており，以下のような検討を経て，制度改革が行われることとなりました。

## (3) 制度改革に向けた検討の経緯

- ①教育再生実行会議（「教育委員会制度等の在り方について」第二次提言）

平成25年4月15日、内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においてまとめられた「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」では、

- 首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直すこと
- 新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等を確保すること
- 地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にすることを軸とした改革の方向性が示され、その中で、地方教育行政の責任者を、首長が任免を行う教育長とするよう現行制度を見直すことが提言されました。

#### ②中央教育審議会（「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」）

これを受け、文部科学省では、より詳細な制度設計について中央教育審議会に諮問を行いました。中央教育審議会では、諮問を受けて以降、計21回にわたり審議を重ね、その結果を、平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」として取りまとめました。答申では、首長を教育行政の執行機関、教育長を首長の補助機関とし、附属機関として設置する教育委員会が、基本方針を審議し、教育長の事務執行をチェックすることとする「改革案」が示されました。しかしながら、この改革案については、首長の影響力が強くなり過ぎるおそれがあるとの立場から、教育委員会の性格を改めた上で、執行機関として存続させ、教育長をその補助機関とする「別案」も併せて示されました。

その後、与党協議において、地域の民意を代表する首長の意向を教育行政により反映させることに重きを置いた「改革案」の長所と教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保により一層留意した「別案」の長所を取り入れ、教育委員会を引き続き執行機関として残しつつ、現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（「新教育長」）を置くとともに、首長が大綱の策定や総合教育会議の設置を通じて、教育行政に連帯して責任を果たせるようにする案がまとめられました。

## （4）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」

こうした与党協議の結果を踏まえ、文部科学省では、法案化に向けた作業を行い、平成26年6月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。改正法のポイントは次のとおりです。文部科学省としては、国会審議での議論等も踏まえ、27年4月1日の施行に向けて、新制度への円滑な移行や、地方教育行政の充実を目指し、改正法の趣旨の周知徹底に努めていきます。

### 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正のポイント

#### 1. 教育行政の責任体制の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
  - 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。
  - 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
  - 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。
  - 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。
- また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

#### 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。

### 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。

### 4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

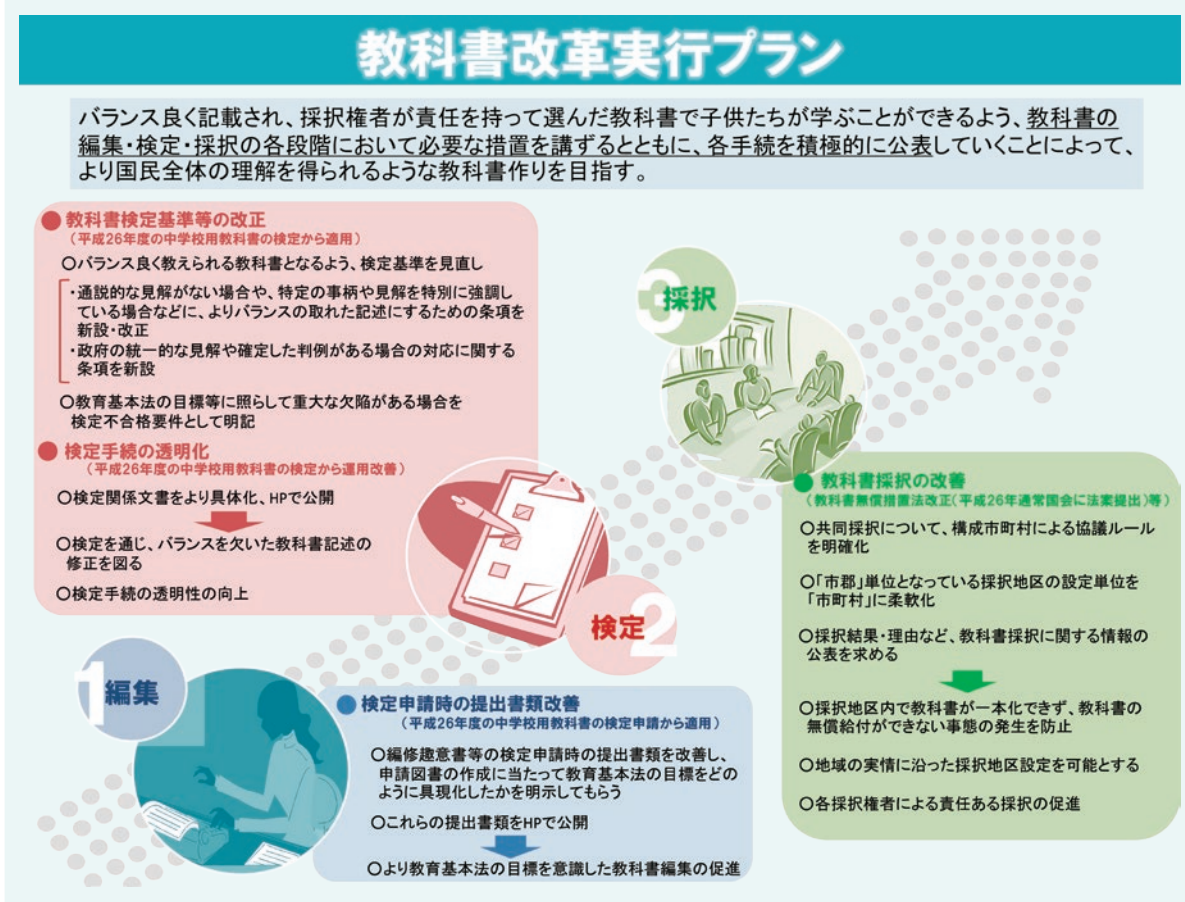
## 4 教科書改革

### (1) 教科書改革実行プラン

平成18年、約60年ぶりに「教育基本法」が改正され、新たに教育の目標が明記されました。そして20年から21年にかけて改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の全面改正が行われました。これらに示す教育の目標を踏まえてバランス良く記載され、教科書採択権者が責任を持って選んだ教科書で子供たちが学ぶことができるようにすることが重要です。

このような観点から、平成25年11月、文部科学大臣は今後の教科書改革に向けた総合的な政策パッケージとして、教科書の編集・検定・採択の各段階における必要な制度改善を盛り込んだ「教科書改革実行プラン」を発表しました。

図表 1-2-13 教科書改革実行プラン



文部科学省は、この「教科書改革実行プラン」にのっとり、教科書の改革を着実に進めています。

## (2) 教科書編集・検定段階の見直し

「教科書改革実行プラン」に基づく教科書の編集・検定段階の見直しに関しては、教科用図書検定調査審議会からも意見を聴いた上で、平成26年1月に「教科用図書検定基準」や「教科用図書検定規則実施細則」を改正しました。例えば、「教科用図書検定基準」においては、よりバランスのとれた教科書記述となるよう、[図表 1-2-14](#)に示すような、改正を行ったところです。これらの改正した規定を26年度に行われる中学校用教科書の検定から適用し、教科書検定の改善を図っていきたいと考えています。

図表 1-2-14 教科用図書検定基準の改正内容

### 教科用図書検定基準の改正内容

義務教育諸学校用教科書の検定基準については社会科、高等学校用教科書の検定基準については地理歴史科及び公民科の固有の条件について、以下のように改正。

- ①未確定な時事的事象について記述する場合に、特定の事柄を強調し過ぎていたりするところはないことを明確化する。
- ②近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示され、児童生徒が誤解しないようにすることを定める。
- ③閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていることを定める。

## (3) 教科書採択段階の見直し

近年、教科書の共同採択をめぐる協議が難航する事例が見られ、文部科学省からは是正の要求を行うまでに至った事例も生じていることなどを踏まえ、教科書の採択段階の見直しに関しては、中央教育審議会の初等中等教育分科会から意見を聴いた上で、「教科書改革実行プラン」に掲げる見直し内容を盛り込んだ「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（「教科書無償措置法」）の一部改正案を第186回国会に提出し、平成26年4月に成立しました（[図表 1-2-15](#)）。

今後、改正法の趣旨を踏まえた教科書採択が行われるよう、各教育委員会等への指導・助言に努めていきたいと考えています。

図表 1-2-15 「教科書無償措置法」の改正のポイント

### 「教科書無償措置法」改正のポイント

- (1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備  
共同採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとする。※採択地区協議会の組織・運営について政令で規定
- (2) 採択地区の設定単位の変更  
都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改める。
- (3) 採択結果及び理由等の公表  
市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由等を公表するよう努めるものとする。

## 5 大学入学者選抜をはじめとする高大接続の改善

### (1) 現状と課題

グローバル化、情報化、少子高齢化など社会構造が大きく変化し、先を見通すことの難しい時代にあっては、生涯を通じ不断に主体的に学び考える力、予想外の事態を自らの力で乗り越えることのできる力、グローバル化に対応し活力ある社会づくりに貢献することのできる力などの育成が特に重要となっています。

このような力は、学校教育においては、初等中等教育、高等教育の各学校段階における質の高い教育と相互の有機的な連携を通じて育むべきものですが、特に高等学校教育と大学教育との接続・連携については、大学入学者選抜制度の在り方や教育の質の保証など様々な課題が指摘されています。

中でも、高等学校教育と大学教育の接点である大学入学者選抜の在り方は、我が国の教育の在り方全体に関わる大きな問題です。従来、過度の受験競争の緩和を図る観点から、入試方法の多様化や評



価値尺度の多元化、受験機会の複数化を推進してきており、近年では大学入学者の約半数が推薦入試やAO入試により入学するなど各大学の取組が進んでいます。しかし、これらの入試方法においては、外形的・客観的な基準が乏しく事実上の学力不問となるなど、本来の趣旨と異なった運用がなされているのではないかと指摘があります。一方で、選抜性の強い一部の大学を中心に、教科・科目の知識量を問う学力検査への偏重など、必ずしも入試方法の多様化等が十分に進んでいないという指摘もあります。

大学入学者選抜は、本来、高等学校教育を基盤として、各大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の下で能力・意欲・適性を見極め、大学での教育に円滑につなげていくことが求められるものであり、大学入学者選抜が、高校生の学習意欲の喚起、幅広い学びの確保、学力状況の把握、大学の教育水準の確保・向上や学生の学修成果の把握など、各学校段階において担うべき役割の多くを担っている現状を改善し、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜がそれぞれにおいて果たすべき役割を十分に果たしていくよう、高大接続の在り方を見直していくことが求められています。

このため、我が国の将来を担う生徒・学生が、これからの時代に求められる力を確実に身に付け、それぞれの持つ可能性を最大限に伸ばしていけるよう、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体としてとらえ、その円滑な接続と連携の下に、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めていくことが必要です。

## （2）高大接続の改善に向けて

（1）で述べたような現状を踏まえ、中央教育審議会においては、平成24年8月28日に文部科学大臣から諮問を行い、総会の下に新たに「高大接続特別部会」を設置し、大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について審議を進めてきました。25年10月に政府の教育再生実行会議において提言された「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」（参照：特集2第1節 [2](#)）の内容等も踏まえ、高大接続の改善に向けて審議を行い、26年3月に「審議経過報告」を取りまとめました。

同報告では、高等学校教育の質の確保・向上、大学教育の質的転換、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換にかかる議論の方向性を示しました。

今後は、同報告の内容を踏まえ、関係者からの意見も聴きながら、同部会において更に具体的な審議を進め、本年夏前までを目途に答申を取りまとめる予定です。

## 6 学制改革

現在の日本の学校制度の基礎は、昭和22年に「教育基本法」及び「学校教育法」が制定されたことに始まります。戦後、これらの法律の制定により、これまで6年間であった義務教育期間が9年間に延長されるとともに、様々な学校種が存在し複雑化していた学校体系が、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間の、いわゆる6-3-3-4制と呼ばれる単線型学校体系へと移行されることになりました。

この6-3-3-4制については、様々な学校種を創設すること等により、これまでも改革が行われてきています。例えば、実際的な専門職業教育を施した人材の育成を目的とした2、3年制の高等教育機関である短期大学制度（昭和25年開始、39年恒久化）や、理工系人材の需要拡大を背景として、後期中等教育と高等教育を一貫で行う5年制の高等専門学校制度（昭和36年）を創設しました。また、職業や実生活に必要な能力や教養の向上を図ることを目的とした専修学校制度（昭和51年）、中学校と高等学校に分割されている中等教育を一貫で行い、学校間の円滑な接続を図ることを目的とした中高一貫教育制度（平成11年）、障害の重度・重複化等に対応することを目的とした特別支援学校制度（平成18年）が創設されています。

さらに、子供の発達段階の早期化や知識基盤社会への移行に伴う社会における課題の複雑化・高度化など、教育を取り巻く環境が急速に変化しており、これらに対応できる学制の在り方について検討すべく、現在、教育再生実行会議において、討議が行われています（参照：特集2第1節2（6））。

## 第3節 「未来への飛躍を実現する人材の養成」に向けて

「第2期計画」においては、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材、すなわち「未来への飛躍を実現する人材」を養成することを、四つの基本的方向性の中の一つとして位置付けています。本節では、これを実現するための取組について紹介していきます。

### 1 大学ガバナンス改革

社会を巡る環境が大きく変化し、グローバル化が進展していく中で、我が国の大学には、研究を通じたイノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化への貢献や、国際競争力の向上、高度な教育研究活動の推進等を行い、グローバル人材を育成する拠点となることが、これまで以上に期待されています。

現在多くの大学が、こうした社会の期待や学術研究の進展に機動的に対応するべく精力的な取組を重ねていますが、急速な変化が進む中で、これまで以上に大学が自らの機能を発揮していくためには、社会との連携の深化や学内の資源配分の最適化等の観点から、大学自らが新しいガバナンスの枠組みを主体的に創り出していくことが不可欠です。

この十数年の間に、国立大学法人や公立大学法人制度の導入、学校法人の管理運営制度を改善した「私立学校法」の改正、大学の教育情報の公表義務等の重要な制度改革を受け、多くの大学が、学長のリーダーシップの下で様々な大学改革に取り組んできました。

しかしながら、大学がこのように改革に取り組む姿は、必ずしも社会に対して十分に伝わっているとは言えません。また、大学が社会の期待に応え、一層の大学改革を進めていくことが求められる一方で、大学の意思決定過程を外部から見た場合、権限と責任の所在が不明確ではないか、大学として意思決定するまでに時間がかかり過ぎるのではないかなど、大学のガバナンスの在り方について様々な問題が提起されるようになってきました。

このような現状を踏まえ、学長がリーダーシップを発揮して、機動的な大学改革を進められるようにするための体制の整備が急務となっています。

こうした点については、教育再生実行会議第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日）においても、学長・大学本部の独自の予算の確保や学長を補佐する役職員の強化等、学長が全学的なリーダーシップを執れる体制の整備や、教授会の役割を明確化する等のための「学校教育法」等の改正の検討や学内規定の見直しが必要であると指摘されています。

また、第2期教育振興基本計画においても、基本施策の一つとして「大学におけるガバナンス機能の強化」の項目を設け、「各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。」としたほか、「日本再興戦略－Japan is BACK－（平成25年6月14日閣議決定）」においても、教授会の役割の明確化や部局長の職務見直し等の抜本的なガバナンス改革を行うことが求められています。

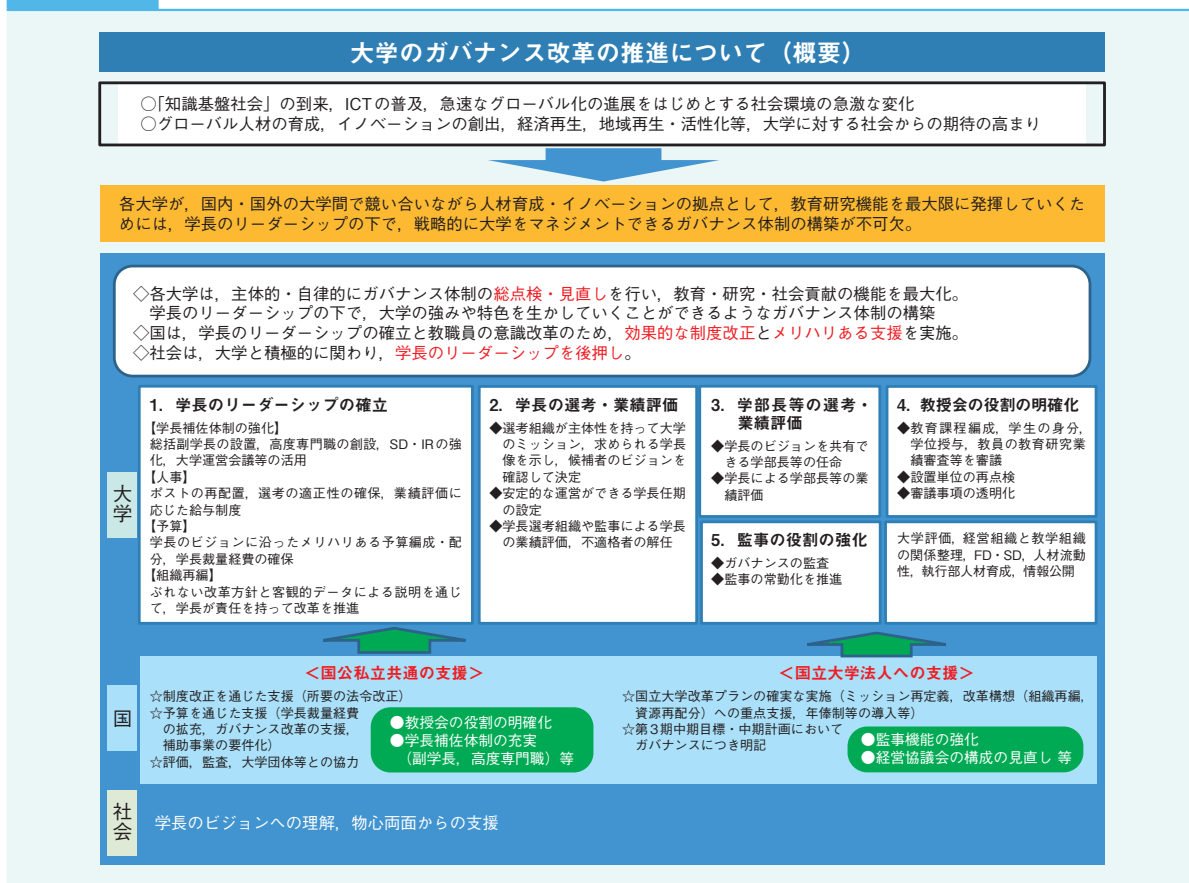
中央教育審議会では、こうした社会的状況を踏まえ、大学分科会の下に新たに「組織運営部会」を

設置し、平成25年6月から大学のガバナンスの在り方に関し集中的に審議を行い、大学分科会において26年2月に審議まとめを取りまとめました。

これらの議論を踏まえ、文部科学省では、各大学の自主的な改革を制度的に支援するため、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法案を第186回国会に提出し、平成26年6月に成立しました。本法律案においては、副学長が学長の権限を分担し、学長補佐体制を強化すること、教授会の審議事項や、学長に最終決定権があることを明らかにすることにより、大学の適切かつ迅速な意思決定を可能とすること、国立大学法人の学長選考の基準や、選考結果を公表し、学長選考の透明化を図ること等が盛り込まれています。

これらに加え、各大学が教育・研究・社会貢献の機能を最大化し、学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築の後押し等を行っていきます。

図表 1-2-16 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ



## 2 国立大学の改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な目的別人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を生かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。さらに、急激な社会経済状況の変化の中で、25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、国立大学改革が我が国の成長への道筋の一つとして位置付けられているなど、国立大学に対しては、我が国の成長と発展への一層積極的な貢献が社会から期待されています。

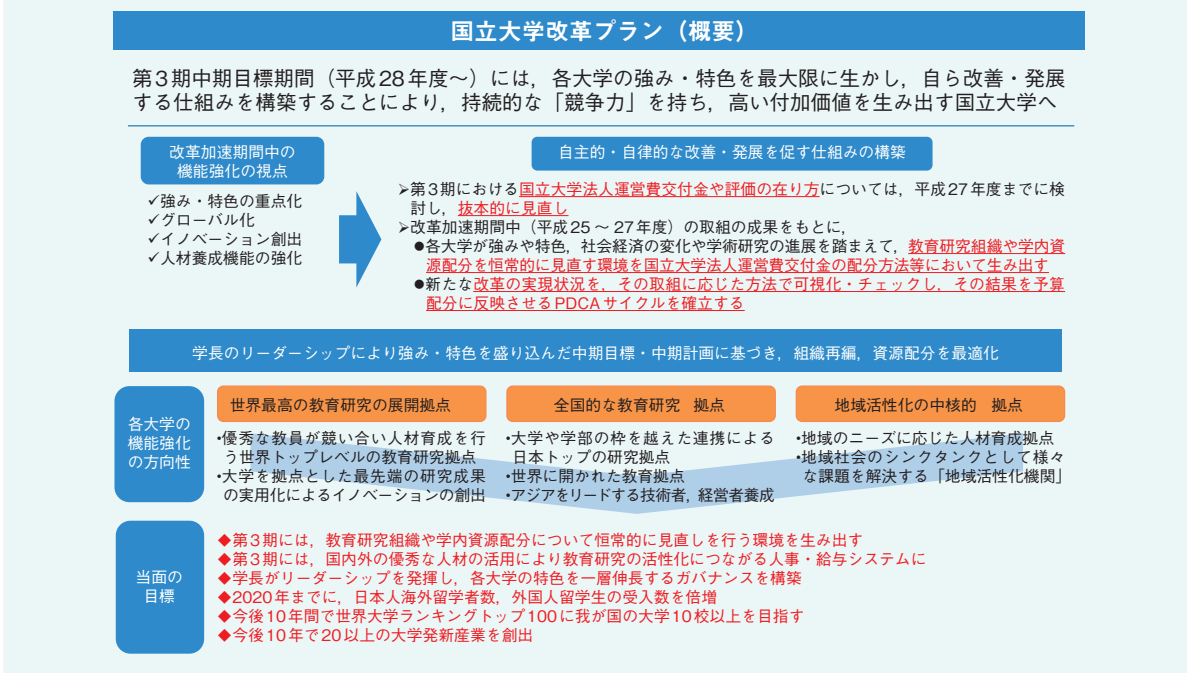
このため、文部科学省においては、社会の期待に応える国立大学改革を**確実・迅速に実行**するため、今後取り組むべき改革の方針や方策を示す「国立大学改革プラン」を平成25年11月に策定しました（図表 1-2-17）（図表 1-2-18）。本プランにおいては、グローバル化、イノベーション創出な

どの機能強化、人事・給与システム改革、ガバナンス改革などを一体的に進めることとしています。

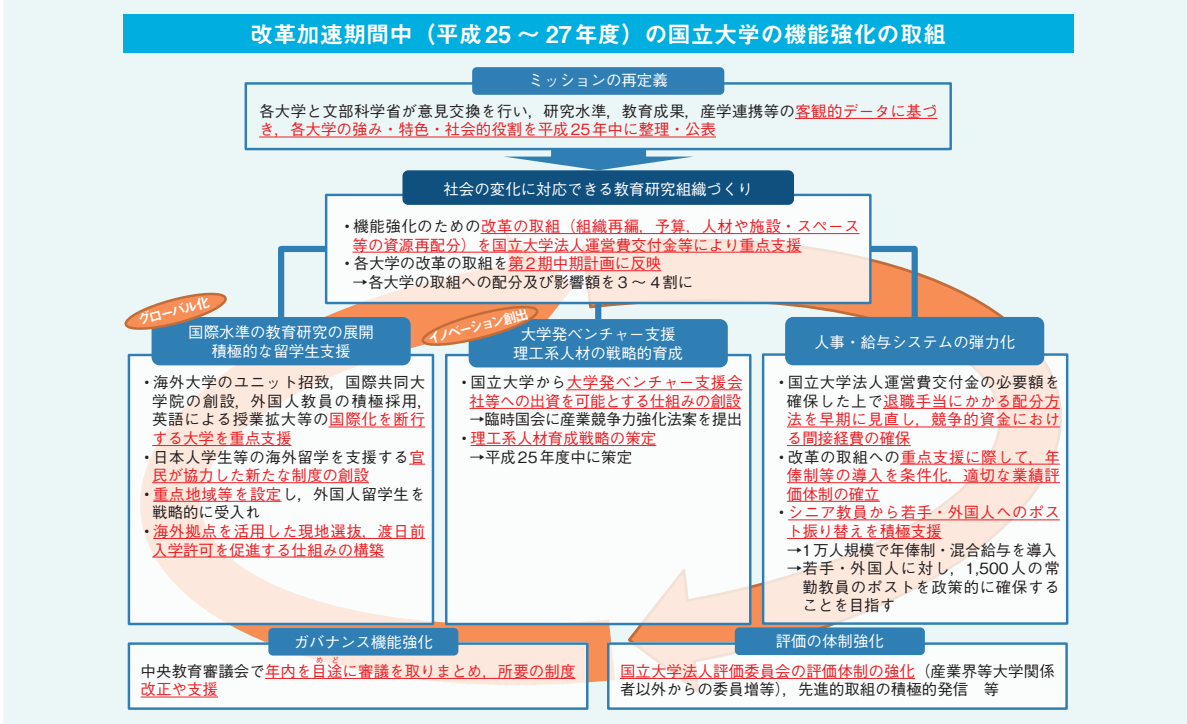
このような積極的に改革に取り組む大学に対しては、文部科学省として、予算面でも重点支援を行うこととしています。そのため、平成26年度予算においては、国立大学法人運営費交付金において、改革に取り組む大学に重点配分を行うための予算（77億円（新設））や、国立大学改革強化促進事業（186億円（平成25年度予算：185億円））の予算を措置しているところです。

文部科学省では、このような取組を通じて、各大学の強み・特色を最大限に生かした機能強化を進め、また、大学自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へと進化させていきたいと考えています。

図表 1-2-17 国立大学改革プラン（概要）



図表 1-2-18 改革加速期間中（平成25～27年度）の国立大学の機能強化の取組



### 3 グローバル人材の育成

グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、課題発見・解決能力、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要です。文部科学省では、グローバル人材の育成に向けて様々な取組を推進しています（参照：特集1第4節）。

### 4 科学技術を担う人材育成

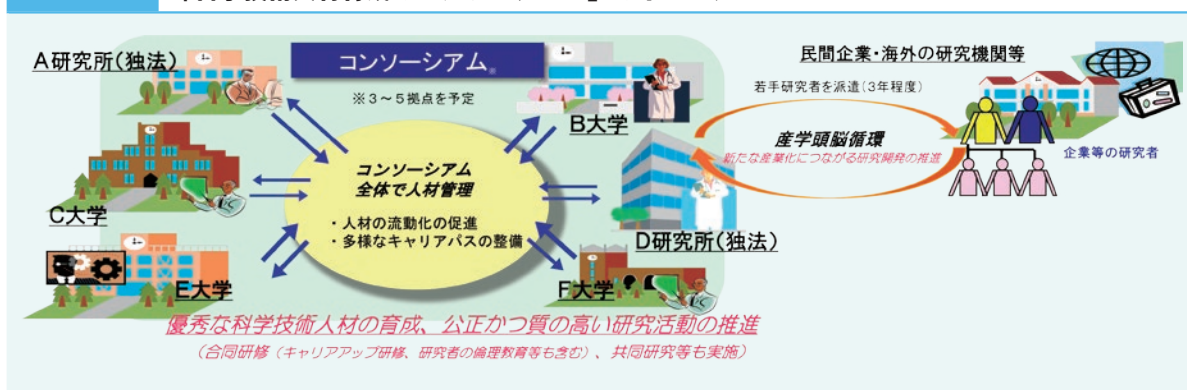
人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、我が国が成長を続け、新たな価値を生み出していくためには、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保が重要です。

これまで文部科学省では、科学技術人材の裾野拡大を図るとともに優れた研究人材の育成を推進するため、初等中等教育、高等教育、さらには博士号取得以降の各段階における人材育成を体系的に進めるとともに、若手・女性研究者などの活躍促進に向けて取り組んできました（参照：第2部第7章第5節②）。今後もこのような多様な人材について、その積極的登用や自立的な研究環境の整備を図り、優れた科学技術人材の育成・確保や活躍促進に向けた取組を一層推進することとしています。

#### （1）若手研究者の育成・活躍促進

我が国の若手研究者は、有期雇用契約を繰り返しながら、多様な研究経験等を積み重ね、能力の向上を図り、安定的な職に就いていく傾向にあります。文部科学省では、このような研究者の実情も踏まえ、これまでの取組に加え、平成26年度から新たに、複数の大学等でコンソーシアムを形成し、企業等とも連携して、研究者の流動性を高めつつ、安定的な雇用を確保しながらキャリアアップを図る「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」に取り組むこととしています。

図表 1-2-19 「科学技術人材育成のコンソーシアム」のイメージ



また、平成25年12月に公布された、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」(※)において、大学等の研究者などが労働契約法の特例の対象となり、無期労働契約に転換するまでの期間が10年に延長されました。これにより、研究者が契約期間中にまとまった研究業績等を上げ、適切な評価を受けやすくなり、安定的な職を得られることが期待されています。

これらの新たな事業や制度等も活用しつつ、引き続き、研究者の育成や雇用の安定などの処遇の改善を図り、若手研究者の活躍を促進していきます。

(※) 労働契約法の特例に関する規定については平成26年4月1日施行。特例の対象者は、大学、大学共同利用機関、研究開発法人の研究者、技術者、研究開発の運営・管理を担う専門人材（企画立案・資金確保・知的財産取得活用等を担う者）及び大学、大学共同利用機関の教員等。

## (2) 起業家・イノベーター育成を通じたイノベーション・エコシステム構築

イノベーション創出を推進するためには、専門分野を持ちつつ、幅広い視野や課題発見・解決能力、起業家マインド、事業化志向を持つ人材の育成が必要です。そこで、平成26年度から新たに、海外の大学や企業等とも連携しつつ、幅広い視野や課題発見・解決能力等を身に付け、大学発ベンチャーの起業や産業界におけるイノベーションに挑戦する大学院生や若手研究者を育成する「グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGE<sup>エッジ</sup>プログラム）」を行うこととしています。この事業による大学院生・若手研究者からの起業家・イノベーターの育成を通じ、ネットワーク構築を促すことでイノベーション・エコシステムの構築を目指します。

## (3) 女性研究者の活躍促進

女性研究者の活躍を促し、その能力を發揮させていくことは、我が国の経済社会の再生・活発化や男女共同参画社会の推進に寄与するものです。しかしながら、我が国の女性研究者の割合は年々増加傾向にあるものの、平成25年3月現在で約14%であり、諸外国と比較して依然として低い水準にあります。

これまで、文部科学省では、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立を図るための環境整備を行う大学等を支援してきましたが、平成26年度からは、これまでの取組に加えて、新たに複数の大学・研究機関等が連携して女性研究者の研究力向上を図る取組を支援することとしています。

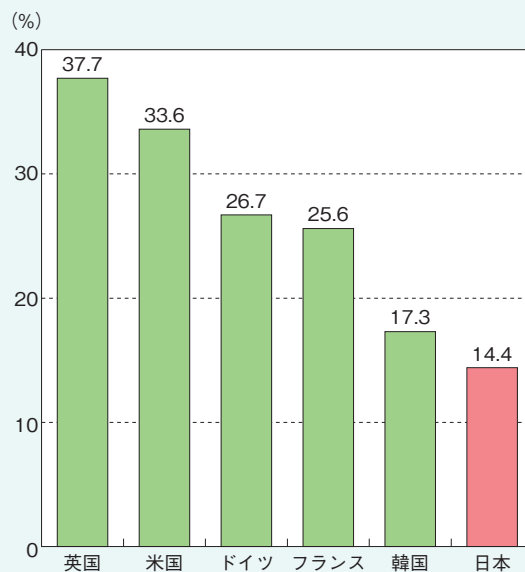
さらに、平成26年2月、文部科学省において設置された「『女性の活躍推進』タスクフォース」の検討も踏まえ、女性研究者への支援の強化に取り組んでいきます。

## (4) 次代を担う人材の育成

平成26年度からは、新たに意欲・能力のある高校生を主な対象とした、国際的な科学技術人材育成プログラムの開発・実施を行う大学を「グローバルサイエンスキャンパス」として指定し、支援します。

また、先進的な理数系教育を実施する「スーパーサイエンスハイスクール」の取組を引き続き推進します。さらに、自然科学を学ぶ学部生等が自主研究を発表し、全国レベルで切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>するとともに、研究者・企業関係者とも交流することができる機会として、「サイエンス・インカレ」を引き続き開催・推進します。このほか、高校生を対象とした「科学の甲子園」や、中学生を対象とした「科学の甲子園ジュニア」の推進、国際科学オリンピックの支援等を行っていきます。

図表 1-2-20 各国における女性研究者の割合



(出典)「総務省 科学技術研究調査報告」(日本:平成25年時点)「OECD “Main Science and Technology Indicators”」(英国, フランス, ドイツ, 韓国:平成23年時点)「NSF Science and Engineering Indicators 2014」(米国:平成22年時点)

# 「学びのセーフティネットの構築」 に向けて

「第2期計画」においては、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、社会を生き抜く力や未来への飛躍を実現する人材を養成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築することを、四つの基本的方向性の中の一つとして位置付けています。本節では、これを実現するための取組について紹介していきます。

## 1 幼児教育の無償化に向けた段階的取組

幼児教育無償化については、政府・与党が一体となって検討を進めるため、平成25年3月から、関係閣僚等を構成員とした「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」を開催し、25年6月に幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向が取りまとめられました。この取りまとめにおいて、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障する」ことを目指し、26年度から段階的に取り組むこととされたことを踏まえ、26年度予算では、幼稚園と保育所の負担の平準化を図る観点から、生活保護世帯と多子世帯の保護者負担について保育所と同様の軽減措置を行うこととしています。具体的には、生活保護世帯の保護者負担を無償とするとともに、まだ半額となっていない第2子の保護者負担を半額とし、また、所得によりこれまで補助対象とならなかった第2子及び第3子以降の世帯を新たに補助対象とすることとしています（※多子世帯の負担軽減の対象は、小1から小3に兄・姉がいる場合及び同時就園する兄・姉がいる場合）。

## 2 高校授業料無償化制度の見直し

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年11月27日に成立し、同年12月4日に公布されました（26年4月1日施行）。

いわゆる高校授業料無償化制度は、平成22年度から導入されましたが、無償化制度導入以前から授業料減免を受けていた低所得者層にとっては実質的なメリットがなかったことや、私立高校等の低所得世帯の生徒にとっては、授業料を中心に依然として負担が大きいことなどの課題がありました。

これらの課題に対応するため、今回の改正では、平成26年4月1日以降の入学者から、公立高校については授業料を徴収しないものとする制度を改め、私立高校等と同様に国が高校生等に対して就学支援金を支給するという仕組みに一本化しました。同時に、就学支援金の支給については、低所得世帯の生徒への支援や公私間の教育費格差の是正に充てる財源を捻出するため、受給資格要件として、所得制限を設ける制度に改正しました。具体的には、国公立を問わず、「市町村民税所得割額」が30万4,200円（年収910万円程度<sup>\*5</sup>）以上の世帯については、授業料の負担が必要となります。

この所得制限の導入により捻出された財源は、以下の低所得者支援と公私間格差是正のための施策等に充てることとしています（参照：図表1-2-21）。

### （1）就学支援金の充実

まず、私立学校等の就学支援金の加算の拡充を行いました。旧制度では、私立高校生には公立高校の授業料相当の年額11万8,800円が就学支援金として支給されており、年収約250万円未満の世帯については2倍（年額23万7,600円）、年収約250万から約350万円の世帯には1.5倍（同17万8,200円）

<sup>\*5</sup> 市町村民税所得割額は、両親の合算。また、年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上19歳未満）、中学生1人の4人世帯の場合の目安。

の支給を行っていましたが、年収約250万円未満の世帯の加算を2倍から2.5倍（同29万7,000円）に、年収約250万円から約350万円未満の世帯の加算を1.5倍から2倍（同23万7,600円）に拡充します。また、年収約350万円から約590万円未満の中間所得世帯についても、1.5倍（同17万8,200円）を支給します。

さらに、対象となる学校種について、新制度では、広く高等学校段階の学びを支援するという観点から、新たに専修学校（一般課程）及び各種学校のうち国家資格養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの。准看護師，調理師，製菓衛生師，理容師・美容師）を置くものも対象としました。

## （2）高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

授業料以外の教育費に関して、国公立問わず、低所得世帯の生徒に対する支援として、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」という新たな補助事業を創設しました。各都道府県で事業内容は異なりますが、国の補助基準として、[図表 1-2-21](#)のとおり、生活保護受給世帯とそれ以外の世帯で支援する内容を定めています。また、子供1人世帯より教育費負担が重くなる事情を勘案して、多子世帯にはより手厚い支援を行います。

図表 1-2-21 奨学のための給付金の支援内容（年額）

		支援費目	国公立	私立
生活保護を受給する世帯 (通信制に在学する者を除く)		修学旅行費等	32,300円	52,600円
生活保護を受給していない 非課税世帯	第1子の高校生等がいる世帯	教科書費，教材費，学用品費，通学用品費等 (学校教育活動に最低限必要な経費)	37,400円 (27,800円)	38,000円 (28,900円)
	多子世帯（23歳未満の扶養 されている兄・姉のいる世帯） の第2子以降	教科書費，教材費，学用品費，通学用品費， 校外活動費，生徒会費，PTA会費，入学用品費等	129,700円 (36,500円)	138,000円 (38,100円)

※（ ）は通信制に通う者への支給額  
※金額は標準的な額であり，実際の支給額は都道府県ごとに異なる場合がある

## （3）学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す者に対して支援を行うこととしています。具体的には、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、都道府県が卒業までの間（最長2年，定時制・通信制も同様），継続して授業料の支援を行う場合に、都道府県に対して所要額を補助します。

## （4）家計急変世帯への支援

就学支援金の支給額は、原則年1回提出いただく市町村民税所得割額で判断しますが、保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した場合、当該所得割額に反映されるまで期間が空いてしまいます。そこで、都道府県・市区町村等が授業料減免による緊急の支援を行う場合に必要経費を補助します。

## （5）特別支援学校高等部の生徒への支援

平成22年度の特定扶養控除<sup>\*6</sup>の縮減により負担増となった特別支援学校の高等部の生徒のいる世帯に対して支援を行います。具体的には、特別支援教育就学奨励費の拡充として、高等部に通う生徒の学用品購入費の拡充及び交通費の補助対象範囲等を拡大しました。

<sup>\*6</sup> 特定扶養控除  
特定扶養親族がいる納税者への一定の金額の所得控除である。平成22年度の縮減により特定扶養親族の対象範囲が16歳以上23歳未満から19歳以上23歳未満となった。



## (6) 在外教育施設高等部の生徒への支援

日本国内の外国人学校が就学支援金の対象となる一方、これまで在外教育施設高等部の生徒は支援の対象ではありませんでしたが、予算措置により就学支援金相当分の支援を行います。

## 3 大学等奨学金事業の充実

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように安心できる環境を整備することは重要です。このため、日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、充実に努めているところです。

平成26年度予算においては、無利子奨学金の新規貸与者を1万2,000人増員するとともに、日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長、延滞金賦課率の10%から5%への引下げなど、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を充実するなど、奨学金制度の改善充実を図ることとしています。

また、平成24年度から導入した「所得連動返還型無利子奨学金制度」について、本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に、現行の一定額を返還する制度から、卒業後の所得水準に応じた額を返還する柔軟な制度へ改善するための準備を行っています。

## 4 学校の耐震化・防災機能強化・老朽化対策

文部科学省では東日本大震災の教訓も踏まえ、耐震化、吊り天井等の非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策など学校施設における安全対策を推進しています。

### (1) 学校施設の耐震対策の推進

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所等ともなることから、安全性の確保は極めて重要です。文部科学省では、学校施設の耐震化の推進を最重要課題とし、できるだけ早い時期に耐震化を完了させることや、吊り天井等の非構造部材の耐震対策を推進するという目標を掲げています。特に、国公立学校の構造体の耐震化及び吊り天井等の落下防止対策については、平成27年度までのできるだけ早期の完了を目指しています。

#### (耐震化の取組について)

公立小中学校の平成26年4月1日現在の耐震化率は、「公立学校施設の耐震改修状況調査」によれば92.5%であり、全体の58.7%の地方公共団体が耐震化を完了しました。一方、耐震性が確保されていない小中学校施設はまだ約9,000棟存在しており、一部の地方公共団体は耐震化が大幅に遅れていることが明らかとなりました。

このため、平成26年6月には、文部科学大臣から耐震化の進捗が遅れている118の地方公共団体の首長に対し、耐震化の加速を要請する書簡を发出したほか、文部科学省職員が個別の地方公共団体を訪問して指導するなど、耐震化の推進を働き掛けています。



地震により倒壊した校舎



耐震化工事により補強された校舎

**(学校施設における非構造部材の耐震対策の推進について)**

東日本大震災では、吊り天井や照明器具、内・外装材といった非構造部材にまで被害が発生し、中には構造体の耐震基準を満たしていても、屋内運動場の吊り天井が全面的に崩落し生徒が負傷する例もありました。

このような状況から、文部科学省では平成24年度から行った有識者会議における屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策などの検討結果や、国土交通省から示された技術基準を踏まえ、25年8月に「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を作成・配布するとともに、各学校設置者に対して取組の推進を要請しました。また、講習会の実施や先導的事業（コラム参照）の成果を踏まえた「学校施設の屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」の作成・配布などにより対策の加速化を図っています。

さらに、高所からの脱落の危険性のある窓や外壁などの対策についても、同有識者会議で取りまとめられた報告書（平成26年3月）を踏まえ、今後「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」の見直しなどを通じて取組を推進していきます。



窓枠ごと脱落した被害の例



外壁が全面脱落した被害の例

## Column No. 05

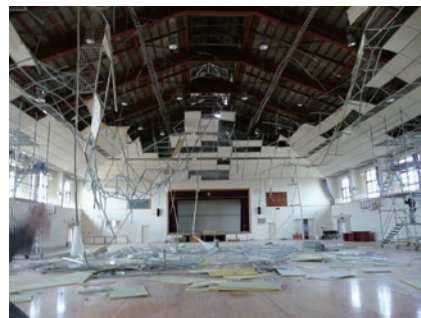
### 学校施設の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化のための先導的開発事業

文部科学省では、平成25年度に「学校施設の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化のための先導的開発事業」を創設し、天井等落下防止対策の加速化に取り組んでいます。

事業では、天井等落下防止対策アドバイザー等の専門家を含めた協議体制を築きつつ、施設の詳細な実態把握を行った上で、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成25年8月）に基づく天井の撤去や補強、再設置等の対策手法を検討し、対策工事を実施します。

以下は当事業の一事例ですが、屋内運動場の安全対策として既存の吊り天井の撤去を行い、性能面の対策として、断熱性と吸音性を確保するため屋根裏面に吸音ボードを直張りしたことにより、音響性能の低下もほとんど見られませんでした。

文部科学省では、これらの成果を先進事例として全国に展開することにより、取組の加速化を図っています。



天井が全面崩落した被害の例



既存吊り天井  
面積 569㎡, 天井高さ 6.8m

検討, 設計, 対策工事

教育委員会 建築部局



有識者, 建築系技術者等  
(アドバイザー)



既存吊り天井の撤去  
屋根裏面へ吸音ボード直張り

天井撤去に伴い実施した関連工事

- 鉄骨梁の塗装工事 (結露防止塗料を含む)
- 内壁頂部の処理工事
- 照明器具の撤去再設置工事
- 屋根裏面へグラスウールボードの直張り

## (2) 防災機能強化の推進

東日本大震災では、ピーク時には622校の学校施設が避難所となるなど、地域住民の避難に大きく貢献した一方、電気や水の確保をはじめとして、様々な課題が見られました。

学校施設が災害時に地域の避難所等としての役割を担うためには、各地方公共団体において教育委員会と防災担当部局が十分に連携し、学校施設に求められる施設・整備等を明確にした上で、施設の安全性の確保とともに、避難所としての防災機能の強化等を推進していく必要があります。

また、平成25年6月には「災害対策基本法」が改正され、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所が明確に区別されました。文部科学省では、実態調査を通じて実態の把握に努めるとともに、地方公共団体への指導助言や財政支援を行い、防災機能強化に関する取組を推進しています。

### (学校施設の防災機能に関する実態調査)

平成25年12月に国立教育政策研究所が公表した全国の公立学校を対象とした「学校施設の防災機能に関する実態調査」によると、公立学校施設の約92%が避難所に指定されており、また、それらの学校における避難所として必要と考えられる代表的な機能の整備状況は以下のとおりでした。

避難所に指定されている学校の防災関連施設・設備の整備状況 (平成25年5月1日現在)

- ・ 防災倉庫/備蓄倉庫が敷地内に設置されている学校 42%
- ・ 屋外から利用できるトイレが設置されている学校 69%
- ・ 体育館にトイレが設置されている学校 81%
- ・ 非常用の通信装置が設置されている学校 47%
- ・ 停電に備えた自家発電設備等が設置されている学校 34%
- ・ 貯水槽, プールの浄水装置等が設置されている学校 35%

(調査対象：全国の公立の小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校)



自家発電設備

### (防災機能強化事業)

文部科学省では、非構造部材の耐震対策、高台などへの避難経路の整備や屋上へ避難するための外階段の設置、備蓄倉庫、屋外トイレ、自家発電設備等の整備について国庫補助を行い、学校施設の防災機能強化を推進しています。

### (災害に強い学校施設づくりの検討)

文部科学省では、学校施設の津波対策と避難所となる学校施設の在り方について、平成25年3月

から有識者会議において検討を行い、26年3月に報告書「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～<sup>\*7</sup>」を取りまとめました。この報告書では、津波対策について、学校施設の立地条件を踏まえて対策を選定し、講じることが重要であると示すとともに、高台等への避難、屋上や上層階への避難、高台移転・高層化という三つの選択肢を示し、対策実施に当たっての留意事項を整理しています。また、避難所としての防災機能の強化については、発災から避難所解消までの期間を四つの段階に区分し、各段階において必要な機能を整理するとともに、円滑な避難所運営や教育活動の再開のため、避難所としての学校施設利用計画を策定することなどを提言しています。



屋外避難階段



屋上への避難階段

### (3) 学校施設の老朽化対策の推進

公共施設の約4割を占める学校施設のうち、公立小中学校については、第2次ベビーブームへの対応で建築されたものが多く、建築後25年以上を経過した建物が全体の約7割を占めており、老朽化対策が課題となっています。

現在の厳しい財政状況の下で効率的・効果的に老朽化対策を進めるためには、従来のような建築後40年程度での改築（建て替え）だけでなく、改築よりコストを抑えながら改築と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」を実施していくことが必要です。

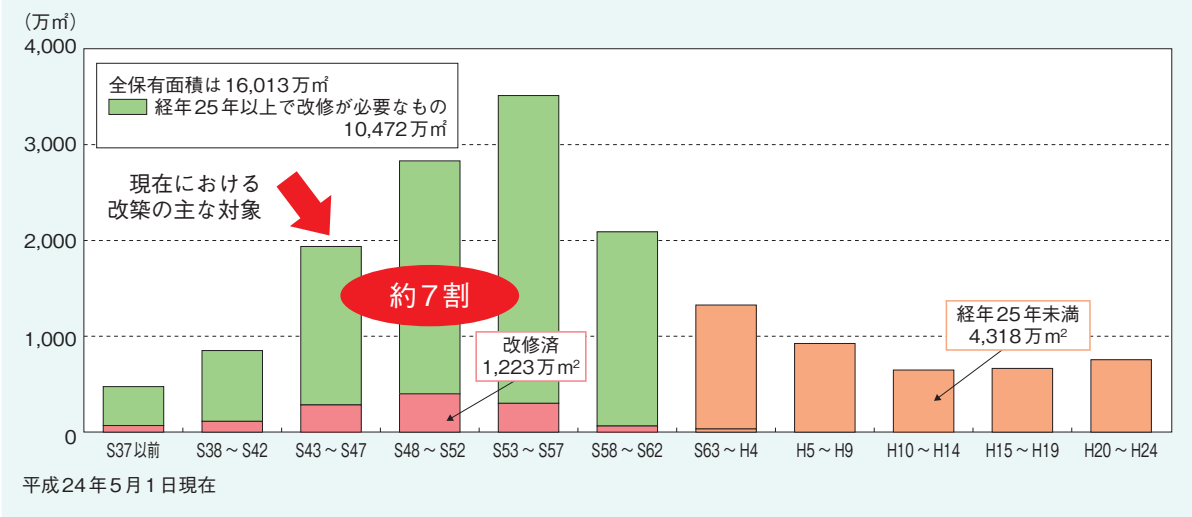
文部科学省では、有識者会議の協力を得て平成25年3月に「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進」を取りまとめ、長寿命化改修への転換の重要性を示しました。加えて、長寿命化改修の具体的な手法やノウハウについて分かりやすく体系的に解説した、地方公共団体向けの初めての手引「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」を作成し、26年1月に公表しました。この手引には、長寿命化改修の意義や効果、工事内容などの37の問いに対する一問一答形式の解説や、安全で豊かな教育環境にリニューアルした先進事例を掲載しています。

また、老朽化対策については従来から国庫補助を行っていますが、平成25年度からは、各地方公共団体が中長期的な計画の下で対策を適切に進めるための「長寿命化改良事業」（経費の3分の1を国庫補助するとともに、危険改築事業と同様の地方財政措置により、地方公共団体の実質的な負担割合を26.7%に軽減）や、長寿命化の先導的な取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」などを実施しています。

今後も引き続き、各地方公共団体が長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援していきます。

\*7 参照：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm)

図表 1-2-22 公立小中学校の経年別保有面積（非木造校舎・体育館・寄宿舎）



環境に配慮した学校施設として再生

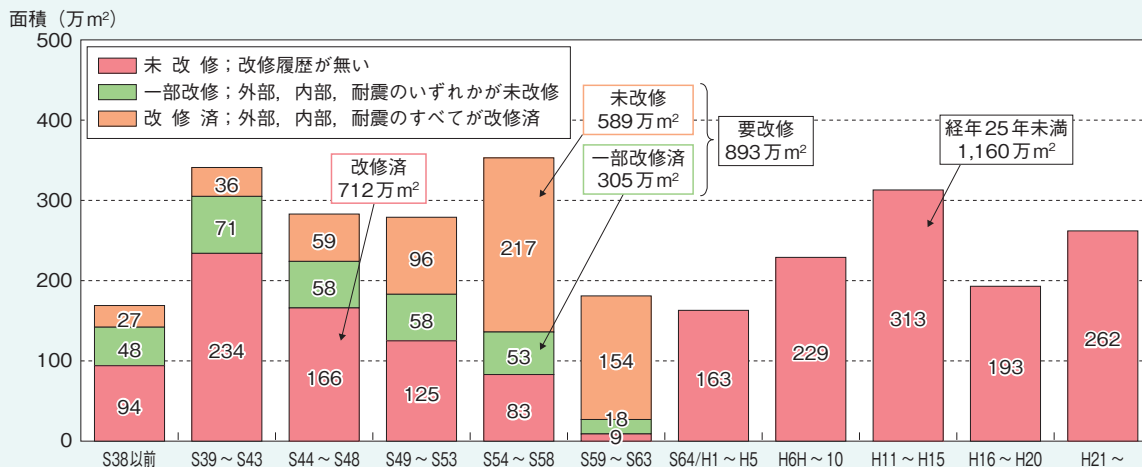


改修に併せて多目的に活用できるワークスペースを整備

国立学校施設については、現在、建築後25年以上経過し、かつ、今後改修が必要な老朽施設が893万平方メートル（全体の約3割）に達しています。これら老朽施設は、耐震性などの安全面のほか、電力・給排水設備の経年による故障などにより教育研究活動に支障が生じるなど、多くの課題を抱えていることから、早急な改善が必要です。このため、平成23年8月に策定した「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づいて、老朽施設やライフライン（電気・ガス・水道など）の機能改善整備を推進しています。

図表 1-2-23 国立大学などの施設の経年別保有面積と改修需要

・国立大学法人等施設の全保有面積は2,765万㎡。  
 ・経年25年以上の老朽施設は1,605万㎡（全保有面積の約58%）。うち、未改修又は一部改修済（要改修）の老朽施設は893万㎡（全保有面積の約32%）。



※1万㎡未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

(出典) 文部科学省「国立大学法人等施設実態報告書」(平成25年度)

図表 1-2-24 ライフラインの老朽化 (断水, 空調停止, 停電, ガス停止, エレベーター停止)



※特に大学の建物内・外部には多くのライフラインが設置されている。

## 第5節 「絆づくりと活力あるコミュニティ形成」に向けて

「第2期計画」においては、社会のつながりの希薄化などが指摘される中であって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図ることを、四つの基本的方向性の中の一つとして位置付けています。本節では、これを実現するための取組について紹介していきます。

### 1 子供たち，学校を支援する仕組みづくり

子供の環境は、情報化、価値の多様化も含めて日々変化しており、学校はこれまで以上に様々な課題を抱えていることから、地域の力を借りて学校を支援していくことが求められるようになりました。学校での教育がより良いものになると同時に、もう一度、学校が地域の核となるよう、地域の中の学校づくりを進めることを目指しています。

こうした経緯を踏まえ、改正教育基本法でも「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」の項で、家庭と地域住民の教育の役割というものが明記されるとともに、学校と連携することについても規定しています。

また、「第2期計画」では全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子供たちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進することとされています。

## (1) 放課後子供教室、放課後子どもプラン

文部科学省では、平成19年度より「放課後子供教室」を推進しています。小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化等を実施しています。具体的な活動内容は地域によって様々で、各地域が企画・運営しています。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取組に対し支援を行っています。

平成25年度までに、放課後子供教室については、全国1,090市町村において1万376教室が開かれています。小学校区での実施率では51.4%となっています。

また、同年度より、厚生労働省が留守家庭児童を対象として実施している「放課後児童クラブ」と連携し、総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を推進しています。

## (2) 学校支援地域本部

学校支援地域本部は、学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織で、いわば地域に作られた学校の応援団といえます。

これまでも各学校では、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行っています。学校支援地域本部は、そうした取組を更に広げ、継続的支援を組織的に行うための中心的な組織となります。学校の求めと地域の力をマッチングして、地域のマンパワーを学校に取り入れ、より効果的な学校支援を進めています。また、学校支援活動を通じて、地域の大人の生涯学習や自己実現、生きがいづくりとなり得るとともに、学校と地域、地域と地域のつながりを強化します。

平成25年度までに、全国619市町村に3,527本部が設置されており、全公立小学校の28.5%、全公立中学校の27.7%で実施されています。

# 全ての中学校区で学校支援地域本部を設置し、地域ぐるみで子供たちを守り育てる仕組みづくりを目指した取組（奈良市）

## 市内全中学校区で取り組む学校支援地域本部の事例

取組の概要 中学校区の全ての子供を大人総動員で守り育てる仕組みづくり 奈良県奈良市

◆平成20年度に学校支援地域本部事業を全市展開。平成22年度には奈良市独自の予算を加え、「地域で決める学校予算事業」を開始。各中学校区(22校区)に学校支援地域本部(地域教育協議会)を設置。地域全体で子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化をすすめている。

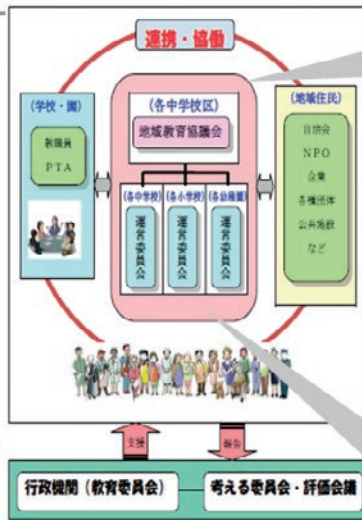
### 「地域で決める学校予算事業」

- 事業予算  
総額8,000万円  
(うち国補助1,100万円)  
※校区の学校園数・幼児児童生徒数を  
基礎に予算を算出  
※各地域教育協議会によるプレゼン  
テーションによる評価を加味  
全22中学校区に配当  
※学校や地域の実態に応じて、使い  
道が決められる予算  
※1校区(150万円～650万円)



事業の推進の要は  
コーディネーター育成  
(研修を年6回開催)

学校園の周辺から校舎内に、そして教育課程内に地域のマンパワーが注ぎこまれるなど、子供たちの豊かな学びの場が広がっている。



### 地域教育協議会

- 各中学校区に設置  
・地域既存の組織の長が集まる組織となり、地域ネットワークが広がっている。地域のソーシャルキャピタル構築の場となっている。  
・幼稚園、小学校で留まっていた地域のマンパワーが中学校にも導入されるようになった。  
・奈良市がすすめる小中一貫教育と連携しながら、地域の中の学校園づくりをすすめている。校区によっては、学校と地域が育てたい子供像を共有し、運営協議会として組織を組み直し、学校への関わりをすすめている。

### 運営委員会

- 各学校園に設置  
・各学校園の課題解決のため、地域と協働で活動が進んでいる。  
・小学校によっては放課後子供教室の運営も担っている。

## 2 土曜日の教育活動の推進

学校週5日制が完全実施され10年余りが経過し、各地域で休日の様々な活動が行われていますが、土曜日に様々な経験を積んでいる子供たちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘もあります。

これらを踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、土曜日の教育環境を豊かなものにしていくため、学校における土曜授業や地域における多様な学習機会の充実に取り組むこととしています。

### (1) 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正

子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、平成25年11月に、学校教育法施行規則の一部を改正しました。



図表 1-2-25 土曜日の教育活動の形態

## 土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

### ①「土曜授業」について

そうした形態の一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です（下図①）。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

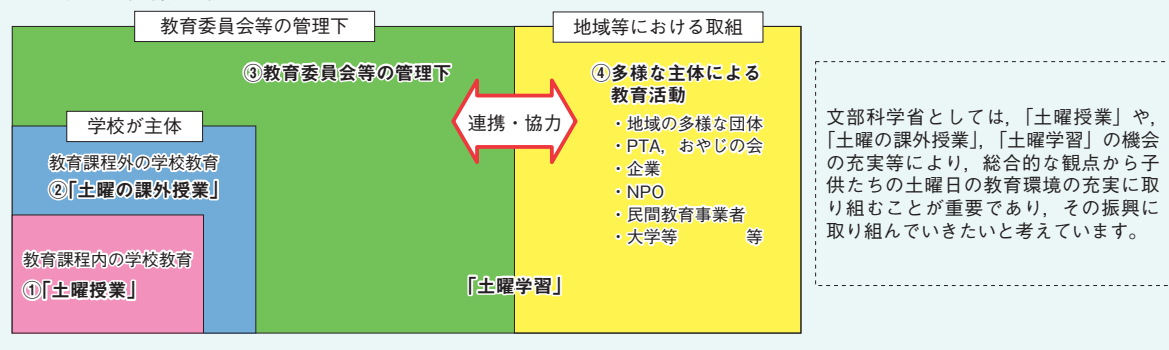
### ②「土曜の課外授業」について

このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります（下図②）。

### ③+④「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの（下図③）と、主体が公的でないもの（下図④）があります。例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

### <土曜日の教育活動について>



## (2) 土曜日の教育活動推進プランの実施

平成26年度の新規事業として、①質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及する「土曜授業推進事業」や、②土曜教育コーディネーターの企画の下で、企業の方（現役・退職された方）や、公務員、研究者、在外経験者等、多様な方々による出前講義など、体系的・継続的な教育プログラムの実施を通じて、土曜日の教育支援体制等を構築する「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を実施します。

土曜日を活用した教育活動の例として、大分県豊後高田市では「<sup>ぶんごたかだ</sup>学びの21世紀塾」という市民講師を中心にした講座を実施しています。スポーツ、文化活動や体験活動だけでなく、確かな学力の定着を目指して、平日の放課後や土曜日に講座を行っており、学力向上などに大きな成果を上げています。文部科学省では、このような取組を支援していくとともに全国への普及を図っています。

## (3) 土曜日教育ボランティア運動の推進

子供たちにとって、豊かで有意義な土曜日を実現するため、官民の連携により、「土曜日教育ボランティア運動」を推進することとしており、今後の主な取組として、本運動に賛同する企業や団体等の協力により、応援団を組織し、出前授業等の推進・普及を図るとともに、文部科学省職員のボランティア参画を積極的に促進することとしています。

「<sup>ま</sup>先ず<sup>かい</sup>隗より始めよ」ということで、平成25年12月に下村文部科学大臣が東京都板橋区の成増小学校で土曜日学習会を行いました（コラム参照）。

## 下村文部科学大臣による土曜日学習会

土曜日学習会「下村文部科学大臣と一緒に学ぼう」が、平成25年12月14日、東京都板橋区立成増小学校で開催され、大臣が教壇に立ち、集まった小学5年生35人を前に、算数を中心とした学習会を行いました。

学習会の冒頭、「全国学力・学習状況調査」と経済協力開発機構（OECD）が実施している「生徒の学習到達度調査（PISA）」の算数、数学の問題2問が出題され、子供たちは熱心に取り組み、ほとんどの子供が正答にたどり着くことができました。

その後、下村大臣は、将来の夢を抱くこと、そのために努力することの大切さについて子供たちに語りかけ、子供たちは元気な声で、「宇宙飛行士」、「舞台女優」など、自分の将来の夢について答えていました。学習会の最後には、下村大臣を囲み、記念撮影が行われました。



学習会終了後、下村大臣のほか、成増小学校と学校を支える地域の方々、東京都、板橋区、文部科学省等が参加する意見交換会が行われ、これまでの学校や地域の取組の説明がなされた後、今後の課題や展望、国への要望などについて、熱心な意見が出ていました。

大臣に続き、副大臣や政務官、省内職員による土曜日学習会も順次実施しており、文部科学省では、引き続き官民の連携による土曜日教育ボランティア運動などを推進していくとともに、全国各地でも土曜日の教育活動が活発に行われるよう、省をあげて積極的に応援していくこととしています。

参考＜土曜日の教育活動推進プロジェクト＞

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/doyou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doyou/index.htm)